

那須町スポーツ推進計画 (案)

令和2年3月

那須町スポーツ推進計画の策定にあたって



これまで我が国のスポーツは、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」により振興が図られ、国民の身近なものとして浸透してきましたが、一方、近年、高度情報化の進展、急速な少子高齢化社会の到来など、大きく社会情勢が変化し、ライフスタイルが多様化する中、スポーツをする機会の減少、体力・運動機能の低下、社会保障の増大、人間関係や地域コミュニティの希薄化など、様々な社会問題が顕著化しております。また、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況も大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、スポーツの推進のための基本的な法律として、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。また、同法の規定に基づき、平成24年3月には「スポーツ基本計画」が策定され、これにより、「新たなスポーツ文化」を確立するため、従来のスポーツの振興から推進の時代へとシフトすることが示されました。

現在、スポーツと地域資源を掛け合わせ、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた取組である「スポーツツーリズム」、域外から参加者を呼び込む「地域スポーツ大会の開催」、国内外の大規模な「スポーツ大会の誘致」、大学や高校などの「スポーツ合宿・キャンプや教育旅行の誘致」など、スポーツを戦略的に活用し、地域経済の活性化につなげる取組が多く自治体で進められています。

また、今年の7月には、世界最大のスポーツの祭典である、オリンピック・パラリンピック競技大会が東京を舞台に開催され、2年後の令和4年（2022年）には、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が栃木県で開催されるように、日本、そして栃木県においては非常に大きなスポーツイベントが控えています。

このような状況の中、町としましては町民のスポーツへの関心の高揚を図り、気軽にスポーツをするための環境を整備するとともに、町有施設の積極的かつ有効活用を推進し、また、町民のスポーツ活動とそれに伴う健康・体力の増進を図り、豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通じた人づくり・町づくりを推進するため「那須町スポーツ推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「スポーツでつくるつながる那須～みんなで 楽しく 今日も 明日も～」を基本理念として掲げ「生涯スポーツの推進」、「スポーツ環境の整備」、「スポーツを支える団体・組織の活性化」を基本目標として、町民一人ひとりがスポーツを楽しみ、そして、スポーツを通じた人と人とのつながりにより人づくりや町づくりが推進できることをねらいとしております。

本計画の推進につきましては、関係機関、団体並びに町民の連携・協力が必要でありますので、町民の皆様には計画の趣旨をご理解いただきスポーツを通じた活力ある人づくり、町づくりの実現に向けご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました那須町スポーツ推進計画検討委員の皆様及びスポーツ振興に関するアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

那須町長 平山 幸宏

目次

第1章	スポーツ推進計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	1
3.	計画期間	1
4.	スポーツの定義	1
5.	計画策定経緯及び進捗管理	2
第2章	本計画に関連する社会動向	3
1.	国の動向	3
2.	県の動向	5
第3章	那須町のスポーツを取り巻く状況	6
1.	那須町の状況	6
2.	那須町スポーツ施設の状況	10
3.	ライフステージにおける那須町スポーツの状況	20
4.	「する」、「観る」、「支える」からみる那須町スポーツの現状	24
5.	那須町スポーツ団体の状況	29
第4章	那須町スポーツ推進上の課題	31
1.	生涯スポーツ推進上の課題	31
2.	施設等のスポーツ環境に関する課題	32
3.	那須町のスポーツ推進体制に関する課題	32
第5章	本計画の基本方針	33
1.	将来像（基本理念）	33
2.	基本目標	33
第6章	本計画の施策の展開	34
1.	施策の体系	34
2.	各施策の内容	35
資料編		41
1.	那須町スポーツ推進計画策定委員会設置要綱	42
2.	那須町スポーツ推進計画策定委員会 名簿	43
3.	スポーツ基本法	44

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

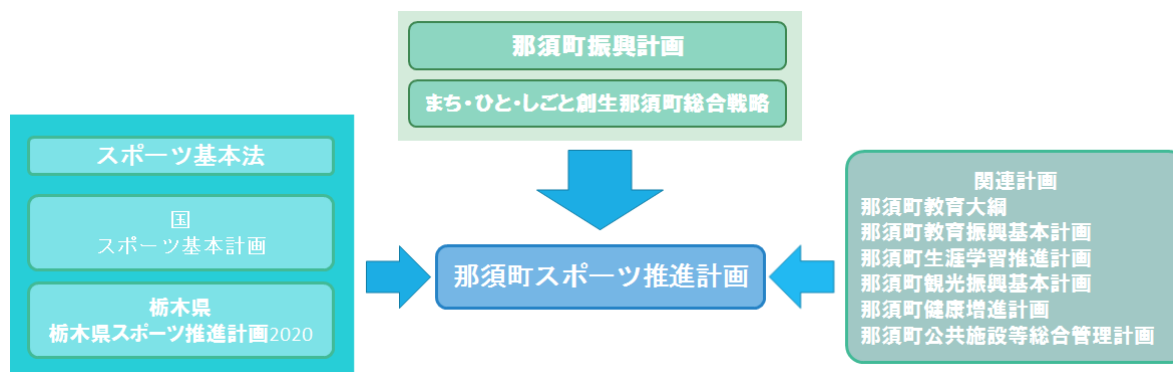
那須町においては、「町民一人1スポーツ」をスローガンに掲げ、これまで豊かなスポーツライフの実現に向けて取り組み、一定の効果を上げてきました。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や栃木国体（2022 年）の開催を控え、町民のスポーツへの注目度が高まる中、社会環境の変化による多様なニーズに対応し、スポーツの持つ力を生かしたスポーツで輝くまちづくりを目指すため、「那須町スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項に基づき策定した、那須町におけるスポーツ推進の基本計画です。国及び県のスポーツに関する計画の他、那須町の最上位計画である「那須町振興計画」をはじめとした関連計画との整合性を図っていきます。

那須町生涯学習推進計画の施策スポーツで輝く「まち・ひと・しごと」スポーツタウン那須の推進を実現します。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、第 7 次那須町振興計画の計画期間に合わせ、令和 2 年度から令和 7 年度までのまでの 6 年間とします。

4. スポーツの定義

スポーツ基本法の前文においては、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義されています。

本計画においては、一般的な競技スポーツのみでなく、健康づくりのために行う散歩、体操等、比較的軽い運動も含め、自ら目的を持って身体を動かすものについてはスポーツに含むものとします。

5. 計画策定の組織及び進捗管理

(1) 計画策定の組織

本計画の策定にあたっては、庁内策定委員会（教育長ほか関係課長 10 名で構成）及び外部からの意見を取り入れるための検討委員会（委員 15 名）を立ち上げ、町民アンケートの結果を踏まえた那須町のスポーツの現状や課題について、各委員と共通理解を図り推進計画の内容について協議を進めました。

月 日	内 容	備 考
平成 30 年度		
7 月 19 日	第 1 回那須町スポーツ推進計画庁内策定委員会	
12 月～1 月	町民アンケート調査実施	
令和元年度		
10 月 23 日	第 1 回那須町スポーツ推進計画検討委員会	
11 月 19 日	第 2 回那須町スポーツ推進計画庁内策定委員会	
12 月 16 日	第 2 回那須町スポーツ推進計画検討委員会	
1 月 20 日	第 3 回那須町スポーツ推進計画庁内策定委員会	
1 月 27 日～	パブリックコメント（2 月 27 日まで）	

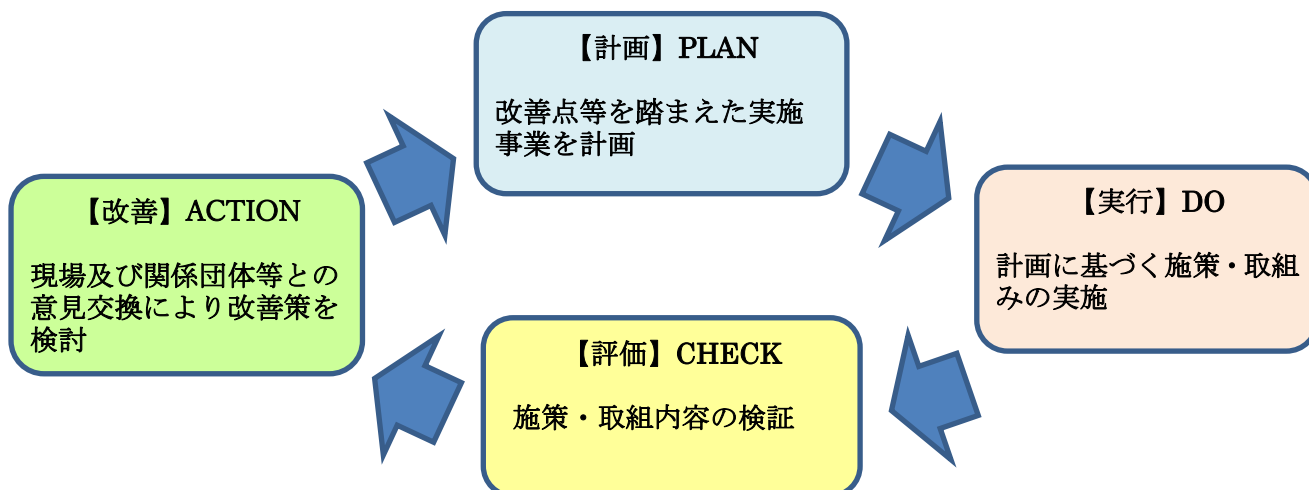
【町民アンケート調査について】

町民が那須町のスポーツの現状について、どのような課題や感想を持っているかを調査し、「那須町スポーツ推進計画」を策定するための基礎資料とすることを目的に、平成 30 年度に町内の小中学生及び町民（16 歳以上無作為抽出 1,000 人）を対象にアンケート調査を実施しました。小学生は 5 年生を対象に 125 人、中学生は 2 年生を対象に 140 人の回答があり、町民からは 312 人（回答率は約 31%）の回答をいただきました。

(2) 計画の推進と進捗管理

本計画の将来像（基本理念）や基本施策等の実現に向け、進捗管理が重要です。進捗状況については、体育協会、学識経験者、学校関係者等から構成される会議を開催して、それぞれの立場から意見を聴取し、検証、改善を図っていきます。

また、PDCA サイクルにより、行った取組みを検証、改善する仕組みを整え、次年度の取組みに反映させます。



第2章 本計画に関連する社会動向

1. 国の動向

(1) 「スポーツ立国戦略」の策定

平成 22 年、文部科学省において「スポーツ立国戦略」が策定されました。これにより、今後の国のスポーツ政策の基本的な方向性が示されました。

【基本的な考え方】

1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視
すべての人々のスポーツ機会の確保、安全・公正にスポーツを行うことができる環境の整備
2. 連携・協働の推進
トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出 新しい公共の形成等による社会全体でスポーツを支える基盤の整備

【5つの重点戦略】

○ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
○世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
○スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
○スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
○社会全体でスポーツを支える基盤の整備

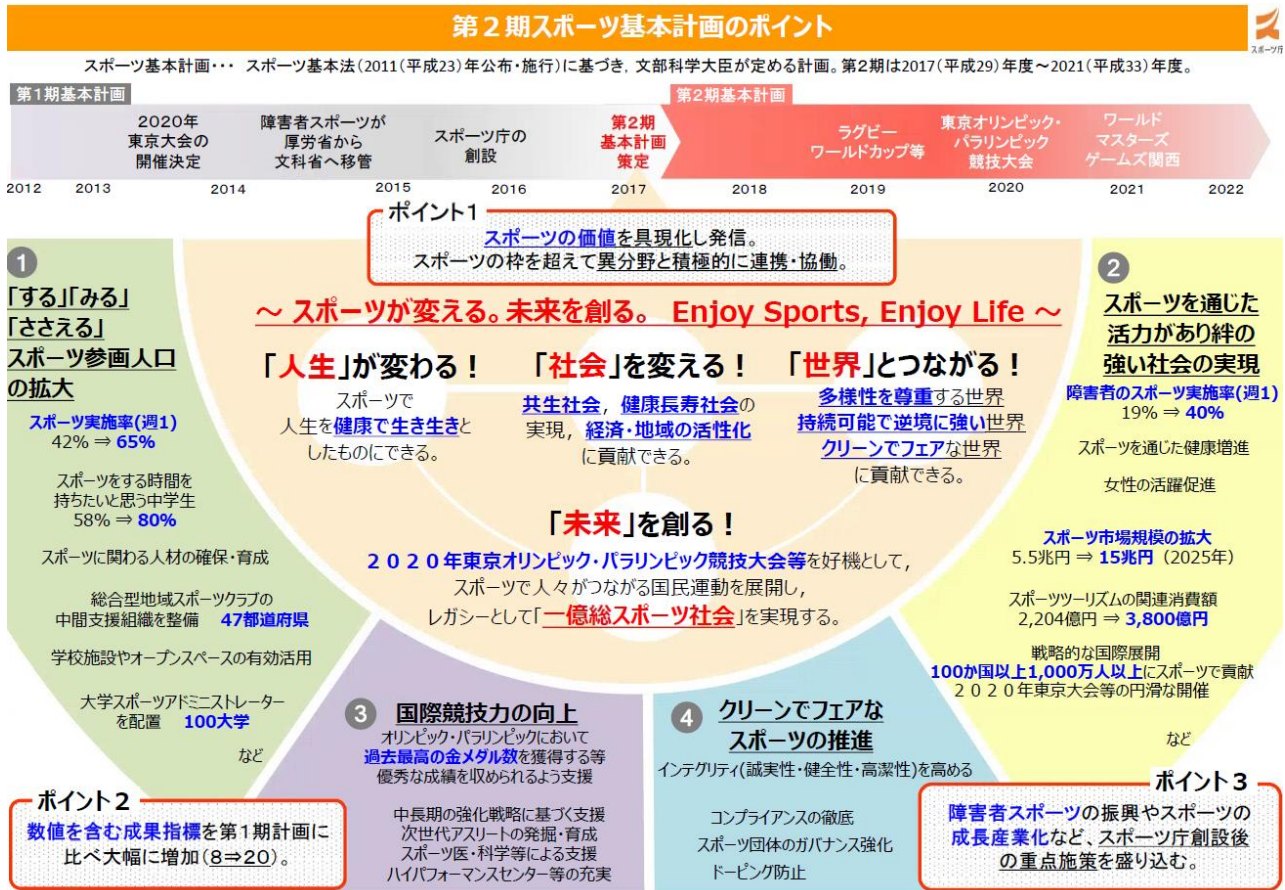
(2) スポーツ基本法の制定

平成 23 年、スポーツ振興法を全面改正した「スポーツ基本法」が制定され、スポーツの位置づけや目的、あり方が明確になるなど、スポーツ推進の基盤が構築されるとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と、文化としてのスポーツに関わる権利である「スポーツ権」が初めて明言されました。

また、国においてスポーツに関する施策を総合的・計画的に進めていくための「スポーツ基本計画」を定めなければならないことが規定されました。さらに、地方公共団体においても国のスポーツ基本計画を参酌し、地域の実情に応じた「スポーツ推進計画」を定めるよう努めることが規定されています。

(3) スポーツ基本計画の策定

平成 24 年、スポーツ基本法に基づき、「スポーツ基本計画」が策定されました。今後 10 年間を見通したスポーツ推進の基本方針を定めるとともに、現状と課題を踏まえ 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき具体的施策が体系化されました。平成 29 年には令和 3 年度までの第 2 期計画を策定しました。第 2 期計画では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、①スポーツで「人生」が変わる！②スポーツで「社会」を変える！③スポーツで「世界」とつながる！④スポーツで「未来」を創る！を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。



出典：スポーツ庁HP

(4) スポーツ庁の設立

平成 27 年、国のスポーツの振興、その他スポーツに関する方針を相互的に推し進めていくことを目的に、新たに「スポーツ庁」が創設されました。

(5) オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲーム開催の決定

令和 2 年には「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」が、令和 3 年には「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」が開催されます。

(6) スポーツツーリズムの取り組み

平成 22 年に国で観光立国実現に向けて「スポーツ観光」という言葉が取り上げられました。その後、観光庁を中心に、平成 23 年にスポーツツーリズム推進基本方針の策定、平成 24 年にスポーツツーリズム推進機構（J S T A）が発足されました。

スポーツツーリズムとは、①スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光、②スポーツを「支える」人々との交流、③旅行者が旅先で主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、④国際競技大会の招致・開催、⑤スポーツ合宿の招致を包含したものとされていますが、地域独自のスポーツ資源を再評価し、交流人口の拡大や誘客を促進させることで、地域の認知度や知名度の向上を図ることは、地域の発展や存続において今後一層重要になります。

このような観点からスポーツツーリズムの推進に取り組む自治体が増え、スポーツ関連イベントの開催や、大会・合宿誘致、推進団体の設立等、自治体による様々なスポーツツーリズムの推進活動が展開されるようになってきました。

平成 30 年 3 月、「スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会」（以下「本協議会」という。）での議論及びスポーツ庁が実施した国内外マーケティング調査の結果を踏まえ、今後のスポーツツーリズム需要拡大・定着化のための指針となる「スポーツツーリズム需要拡大戦略」（以下「拡大戦略」という。）が策定され、「地域の意識啓発及びコンテンツ開発・受入体制強化」「国・企業・地域・団体等の連携強化」「官民連携プロモーション」の 3 本の柱で施策を推進していくこととし、平成 30 年度以降の重点テーマとして「アウトドアスポーツツーリズム」と「武道ツーリズム」が設定されました。

2. 県の動向

栃木県では平成 23 年から栃木県総合計画及び「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の施策体系に合わせ、そのスポーツ分野の計画として「とちぎスポーツ振興プラン 21（二期計画）」を策定し、平成 27 年度に終期となりました。そこで、同計画で取り組んだ様々な施策の成果を踏まえ、本県の今後のスポーツ推進の方向性を示す「栃木県スポーツ推進計画 2020」を策定しました。

この計画では「みんなでつなげよう スポーツとちぎ」を基本理念とし、関係機関・団体等において協力体制を築いていくことや、県民がスポーツをとおして、世代や競技レベル、志向などを超えて「つながる」ことで、県民総スポーツのさらなる推進に取り組むこととしています。

令和 4 年には国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」が開催されます。「夢を感動へ。感動を未来へ。」をスローガンに、37 の正式競技、1 つの特別競技（毎年行われる高等学校野球のことを言い、得点対象にはなりません。）、5 つの公開競技（都道府県対抗で行われますが、得点対象にはなりません。）が行われます。那須町は自転車（ロード・レース）の会場となっています。

第3章 那須町のスポーツを取り巻く状況

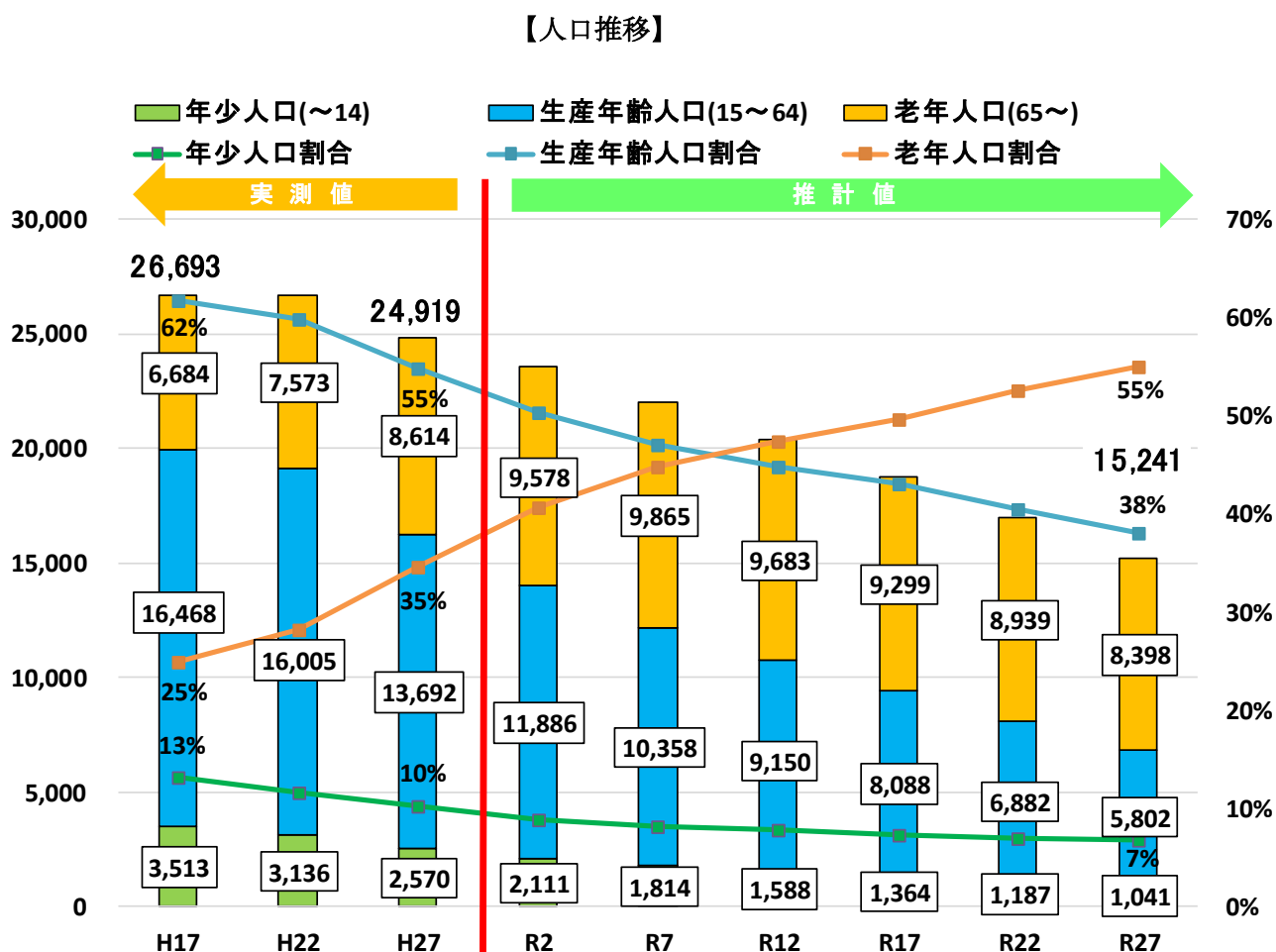
本計画の策定にあたり、既存の統計データ、町民アンケートを踏まえて那須町スポーツの現状を整理しました。本章での結果を踏まえ、第4章で課題整理、第5章、第6章での基本方針、施策の展開に反映していきます。

1. 那須町の状況

(1) 人口

那須町の人口は一貫して減少を続け、平成27年時点では総人口が約25,000人、高齢化率は35%となっています。今後の将来推計では令和27年には総人口が約15,000千人となり、高齢化率は55%まで上昇すると見込まれています。

今後の那須町のスポーツにおいて、このような人口構成の変化を見据えて中長期的に施策の展開を進めていく必要があります。



出典：〇〇

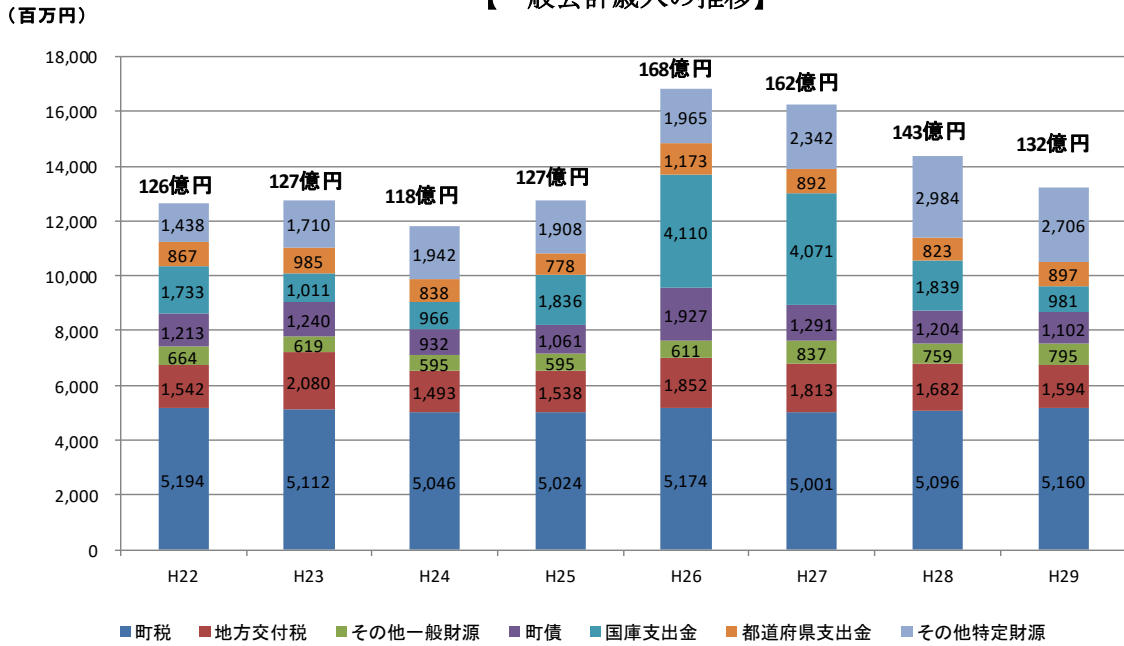
(2) 財政

那須町の歳入状況を見ると、東日本大震災後の復興事業費や放射能対策事業費などの国庫支出金の増加により、平成26年度には168億円に達しました。しかし、その後は減少傾向で、平成29年度時点では132億円となっています。町税収入は毎年約50億円で推移していますが、今後の人口減少に伴い、減少が予想されます。

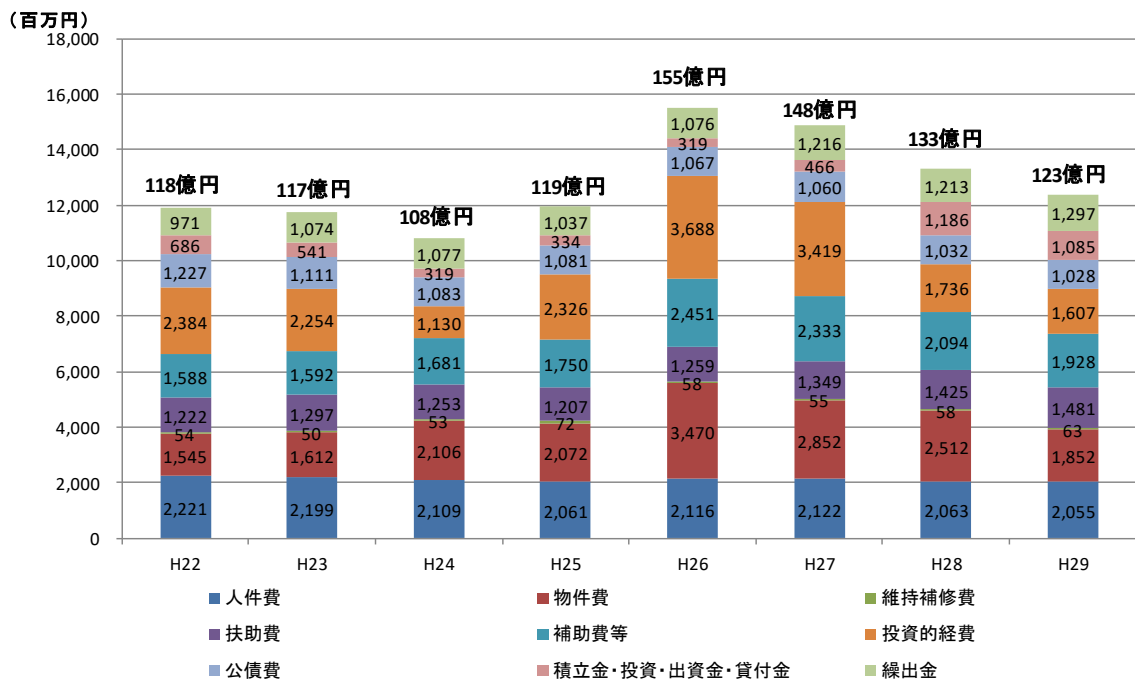
歳出状況を見ると、平成26年度には、放射能対策事業費を含め155億円に達しました。扶助費は増加傾向で、今後も高齢化に伴い、増加が予想されます。

今後は、このような財政状況も踏まえてスポーツ施設整備を検討する必要があります。

【一般会計歳入の推移】



【一般会計歳出の推移】



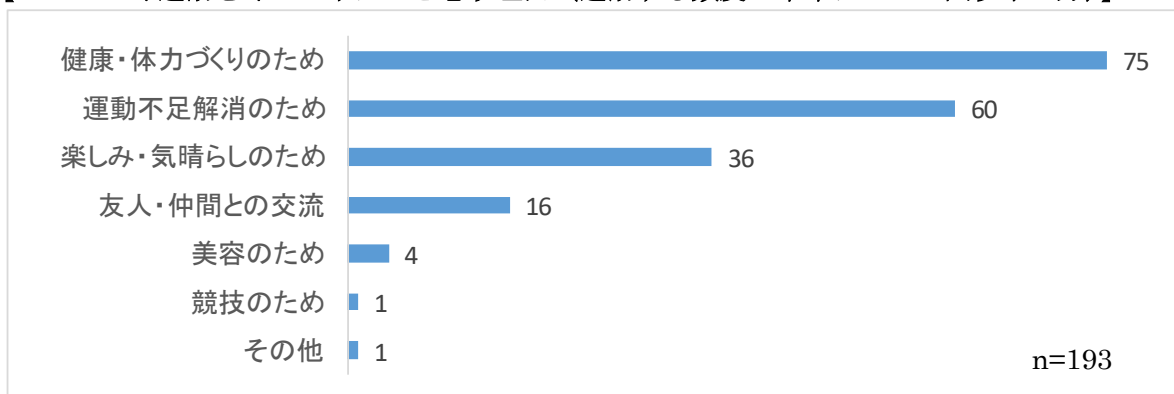
出典：総務省 決算カード

(3) スポーツと健康の関わり

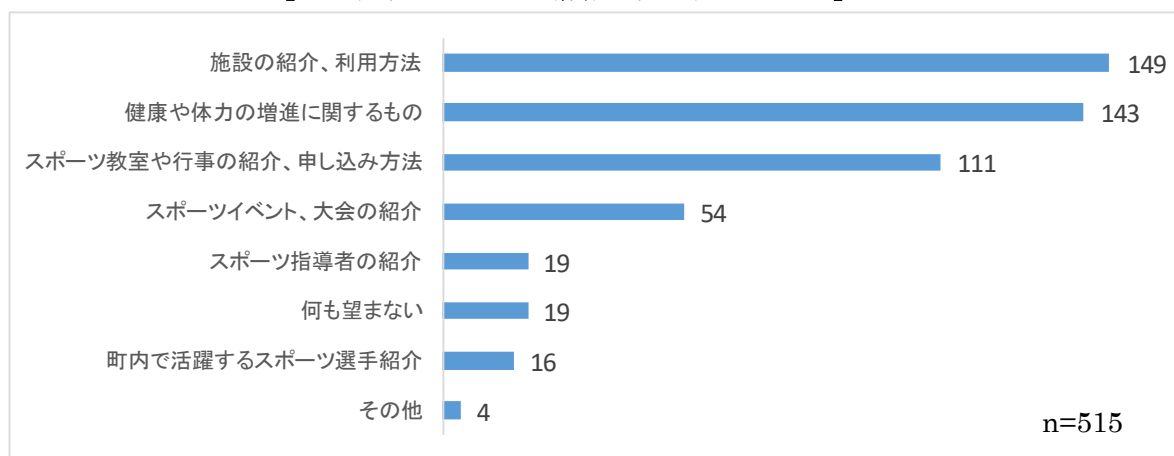
町民アンケートにおいては、運動をやってみたいと思う理由について、健康・体力づくりのためという意見が最も多く、町からの情報提供、町のスポーツ振興に対して望むものも、健康・体力づくりに関する項目が高くなっており、「健康のためのスポーツ」に対するニーズは高い状況です。

超高齢社会において医療費や介護費用の増大が見込まれる中、生活機能の向上や医療費削減においてもスポーツの効果が期待されているため、今後も引き続き、健康や体力増進に繋がるスポーツの施策、情報提供を行っていく必要があります。

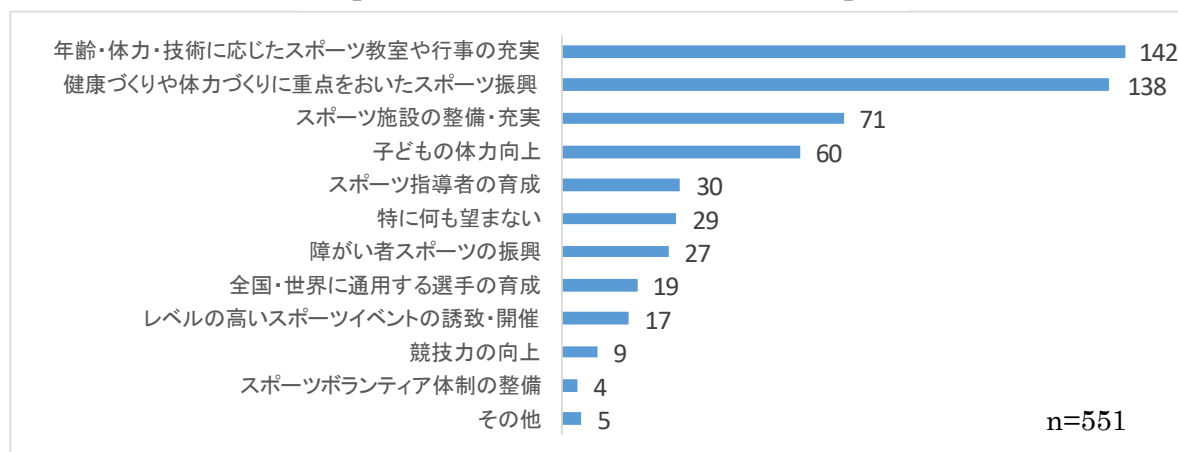
【スポーツや運動をやってみたいと思う理由（運動する頻度が半年に1～3回以下の方）】



【町が行うスポーツの情報提供に何を望むか】



【町のスポーツ振興に対して何を望むか】



※図表中のnは回答数（複数回答）

出典：町民アンケート

(4) 那須町の主なスポーツイベント

那須町の主なスポーツイベントは下記の通りです。

○マラソン大会

毎年 11 月頃に開催をしています。小学生から一般の方まで、2 km、3 km、5 km、10 km の 4 つの距離から選択して出場できます。2 km のコースでは親子参加も受け付けています。



○駅伝競走大会

町民の健康増進と体力向上を図るため、駅伝競走大会を開催しています。中央運動公園周辺で毎年 10 月頃に開催しています。小学生コース（6 区間 6.8 km）、一般男子・中学生男子コース（6 区間 18.4 km）、一般女子・中学生女子コース（5 区間 12 km）の 3 つのコースがあります。



○町民ゴルフ大会

那須町内のゴルフ場で春、秋の年 2 回開催しています。順位別の表彰を行う他、ドラゴン賞、ニアピン賞等の特別賞の表彰を行っています。



○那須高原ジュニアゴルフ大会ロイヤルカップ

ジュニアゴルファーの裾野拡大と観光誘客につなげることを目的に、平成 29 年より毎年 8 月に開催しています。小学生から高校生まで受け付けており、初心者の部として、プロのレッスン付の部門もあります。



○レクリエーション大会

親子・幅広い世代がひとつになってレクリエーションを行い、コミュニケーションと健康増進を図ることを目的に、体育の日に開催しています。「親と子のソフトボール大会」、「さいかつぼーる」を那須町スポーツセンターで開催しています。



○那須高原ロングライド

那須町、那須塩原市、大田原市内のバラエティに富んだステージで展開するサイクリイベントです。平成 23 年より開催しており、初心者からプロまで、幅広いサイクリストが集まります。



2. 那須町のスポーツ施設の状況

(1) 主なスポーツ施設一覧

No	施設名	運営主体	所在地	施設内容	建築年度
1	那須町スポーツセンター	直営	寺子乙2516-36	アリーナ	S62
				バスケットボール 2面 フットサル 2面 ソフトテニス 2面 バレーボール 4面 バドミントン 10面 卓球 13台 観客席 316席	
				格技場	
				剣道場 1面 柔道場 1面 大型ミラー ※ヨガ、ダンス等にも利用可	
				トレーニングルーム	
				ランニングマシン エアロバイク コンビネーショントレーナー フリーウェイト カールストレッチベンチ キックサンドバック 腹筋台、背筋台等 各種ダンベル等 身長計、体重計	
2	中央テニスコート	直営	寺子乙2516-38	テニスコート(クレイコート) 5面 (内夜間照明付3面)	S55
3	那須スイミングドーム	指定管理者	寺子乙2584-6	25メートルプール(7コース) 子どもプール 幼児プール ウォータースライダー ジャグジープール	H7
4	中央運動公園	直営	寺子丙100	野球場 2面 利用種目: 軟式野球、ソフトボール 陸上競技場(300mトラック) 利用種目: 陸上競技、少年サッカー グラウンドゴルフ	S56

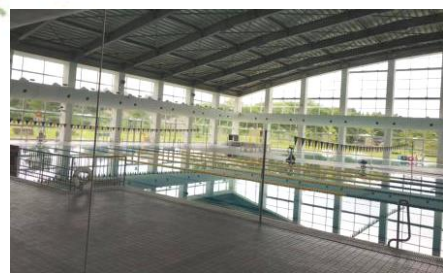
(2) 位置図



【中央テニスコート】



【スイミングドーム】



【中央運動公園】



陸上競技場



A 球場



B 球場

【スポーツセンター】



アリーナ



格技場

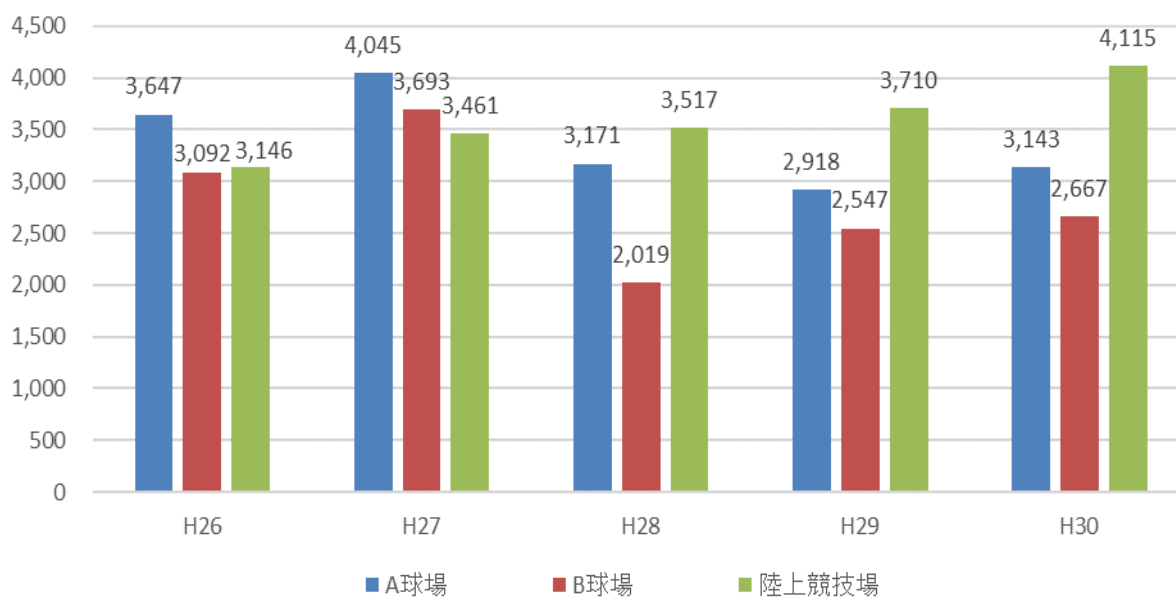


トレーニングルーム

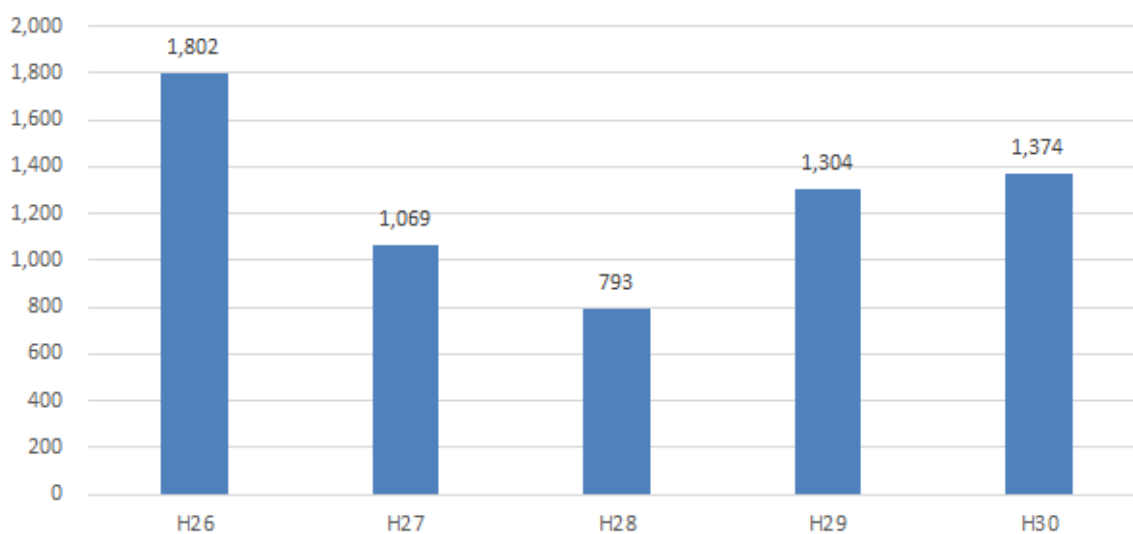
(3) スポーツ施設の利用状況

那須町内の各スポーツ施設の利用者数は、年によって増減はありますが、陸上競技場の利用は増加傾向、スイミングドームは減少傾向にあり、その他の施設も年度によっては大きく増減する施設があります。スイミングドームの利用者減少は、隣接自治体の屋内プールの影響があるものと考えられます。今後、利用者のニーズに応じた整備を検討していく必要があります。

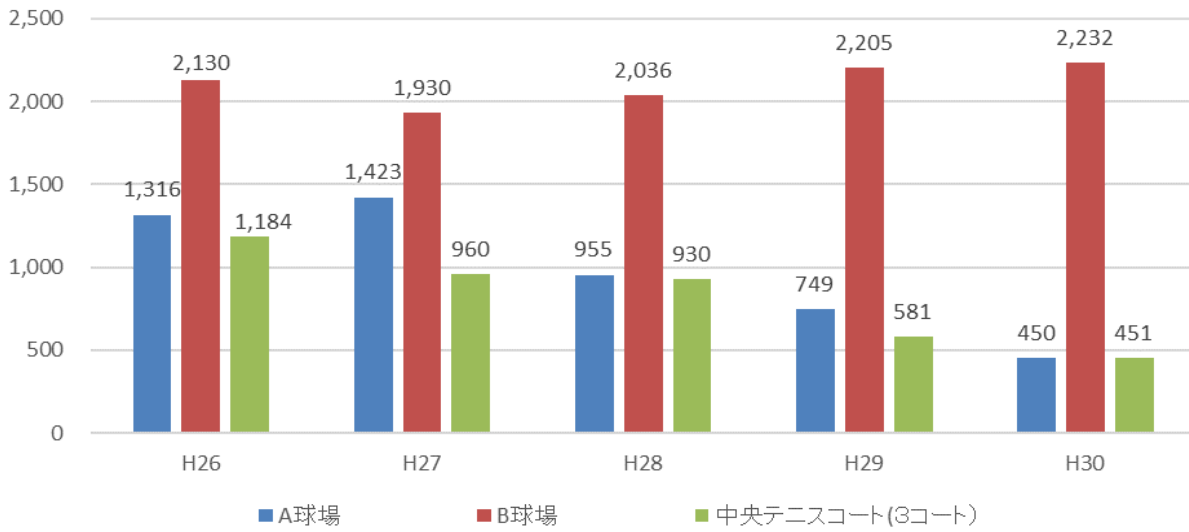
【中央運動公園 利用者数（昼間）】



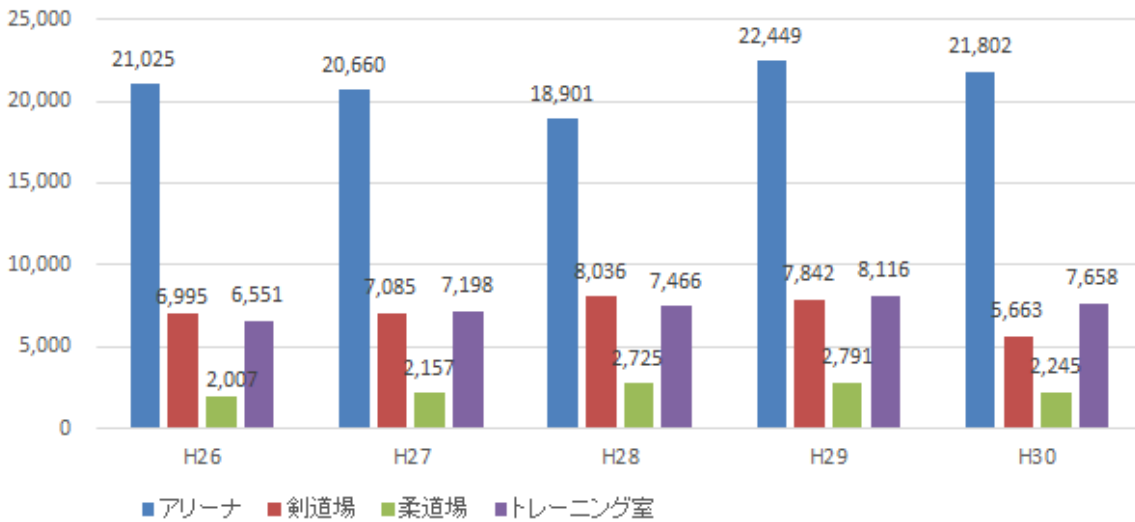
【中央テニスコート 利用者数（昼間）】



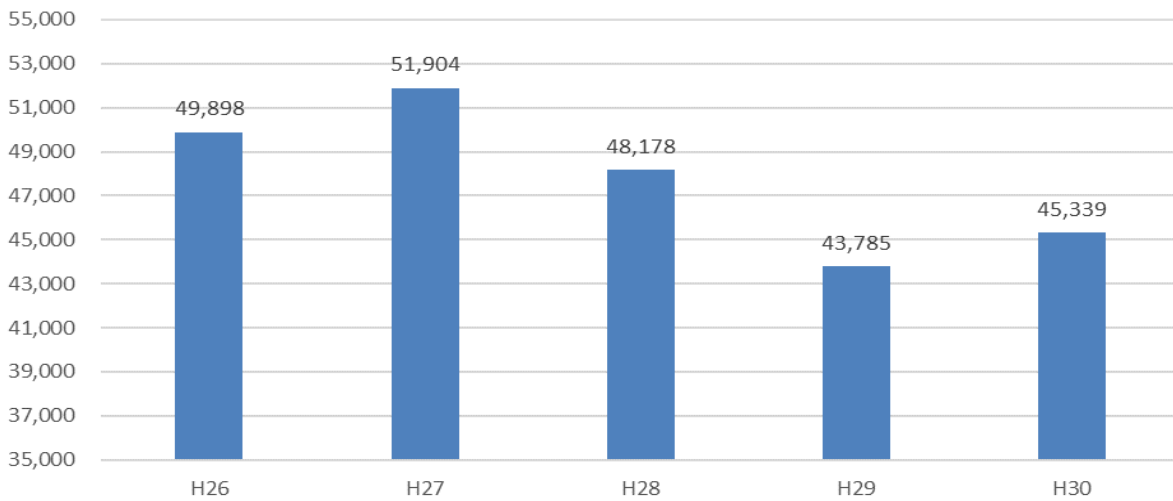
【ナイター照明 利用者数】



【スポーツセンター 利用者数】



【スイミングドーム 利用者数】



(4) 学校施設開放等の利用状況

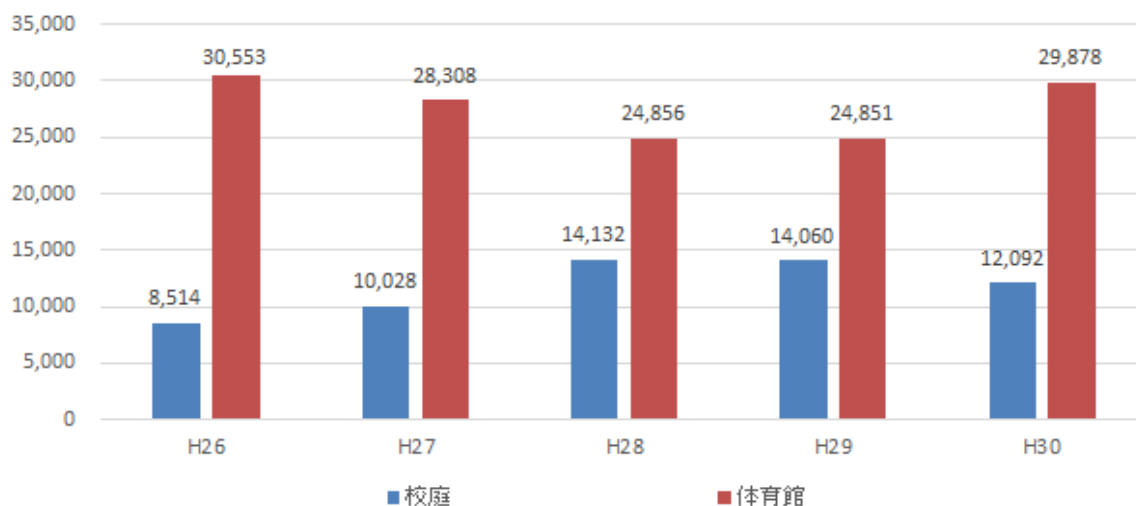
学校施設開放事業として、町内の小・中学校の体育館等を、学校教育に支障のない範囲で町民のスポーツ利用などに開放しています。また、閉校となった学校体育施設もスポーツ等の利用事業を行っています。校庭利用は10,000人から15,000人程度、体育館利用は25,000人から30,000人程度で推移しています。

公共施設の有効利用が求められる中で、学校施設の利用は町民にとってスポーツを行う大切な環境となります。町民にとって、より使いやすい環境の提供を今後も図っていく必要があります。

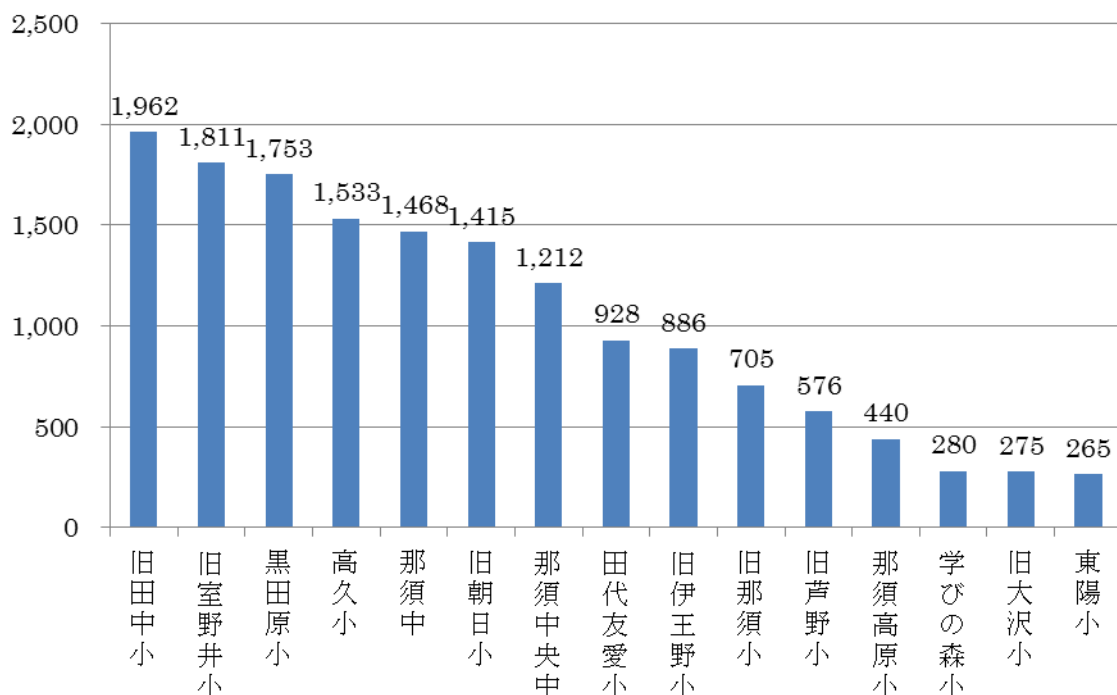
【学校開放施設一覧】

学校名	所在地	予約場所
那須中央中学校	寺子丙 92	那須中央中学校
那須中学校	高久丙 1-1	那須中学校
黒田原小学校	寺子乙 3968-1	黒田原小学校
高久小学校	高久甲 3358-3	高久小学校
田代友愛小学校	高久乙 196-3	田代友愛小学校
東陽小学校	芦野 100	東陽小学校
那須高原小学校	高久丙 1482	那須高原小学校
学びの森小学校	大島 18-1	学びの森小学校
旧那須小学校	湯本 201-1	湯本支所
旧田中小学校	寺子乙 1240-1	りぼーる・たなか
旧朝日小学校	豊原丙 1340	まちづくり広場
旧室野井小学校	高久乙 3371-3	那須町スポーツセンター
旧大沢小学校	高久丙 2799-6	那須町スポーツセンター
旧芦野小学校	芦野 2160	芦野支所
旧伊王野小学校	伊王野 1542	伊王野支所

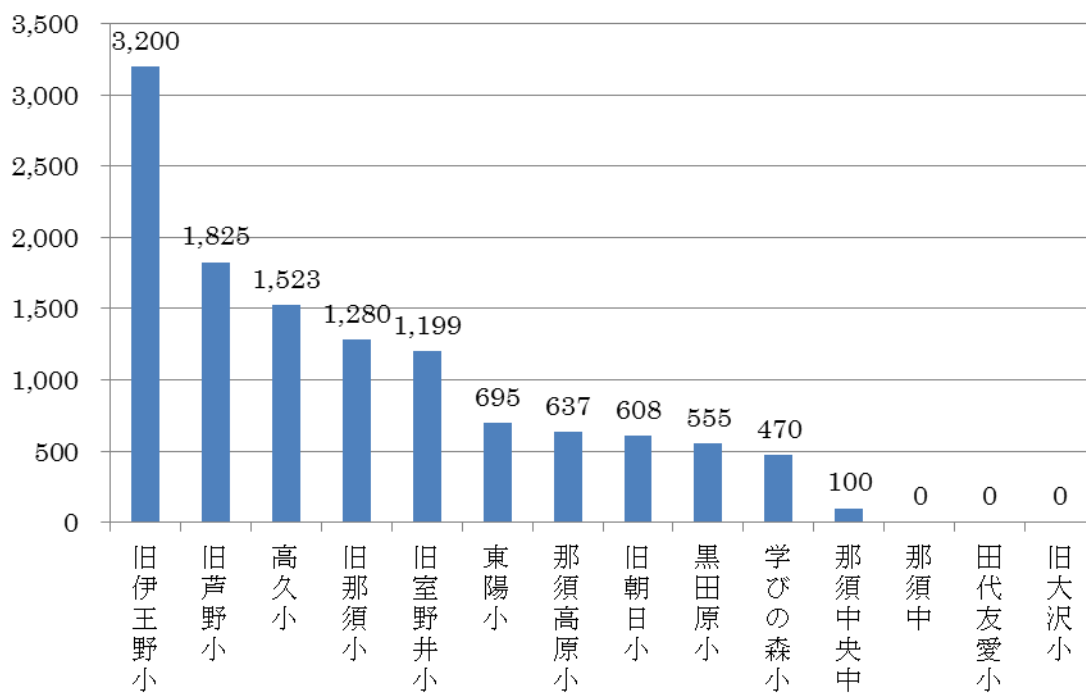
【学校開放 利用者数】



【学校開放 体育館利用者数（平成30年度）】



【学校開放 校庭利用者数（平成30年度）】



(5) 施設の整備に関するニーズ

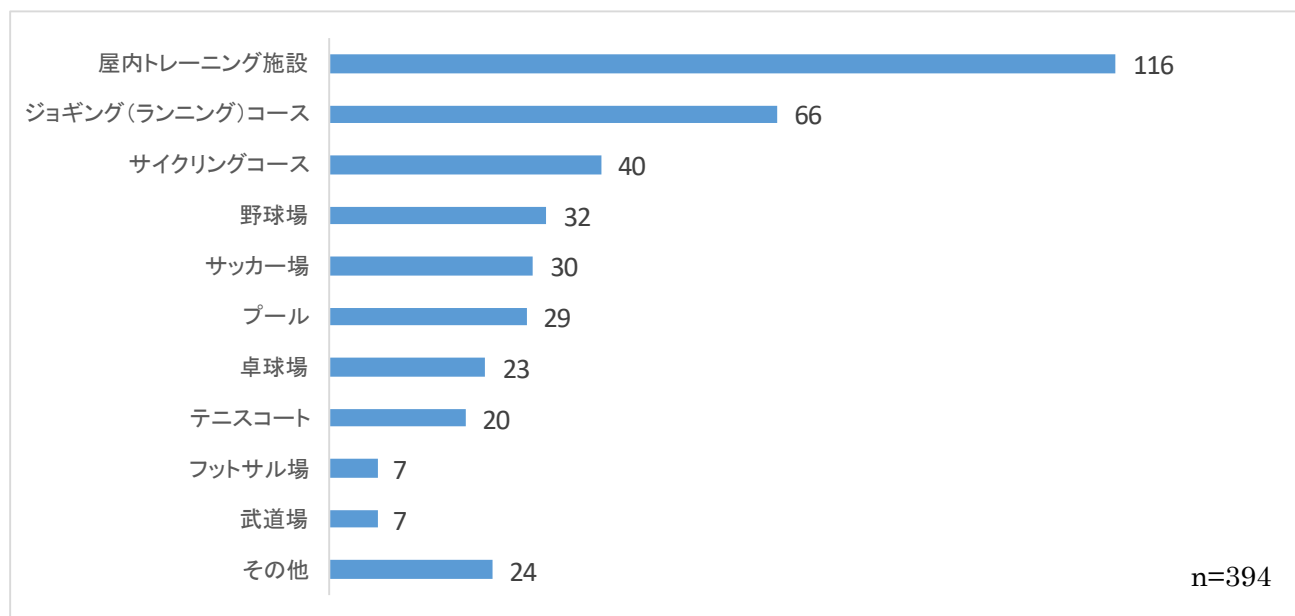
アンケートの結果を見ると、屋内トレーニング施設、ジョギングコース、サイクリングコースの整備ニーズが高くなっています。

小学生が学校以外で利用している施設としては、体育館、野球場・ソフトボール場、屋内温水プールの順に高くなっています。また、身近にできたら利用したい施設としては、野球場・ソフトボール場、体育館、陸上競技場の順に高くなっています。

中学生が学校以外で利用している施設としては、体育館、野球場・ソフトボール場、テニスコートの順に高くなっています。また、身近にできたら利用したい施設としては、トレーニングジム、体育館、卓球場の順に高くなっています。

既存施設の整備を行い、利便性を向上させる他、学校施設の利用促進を図ることで、ニーズに対応していく必要があります。

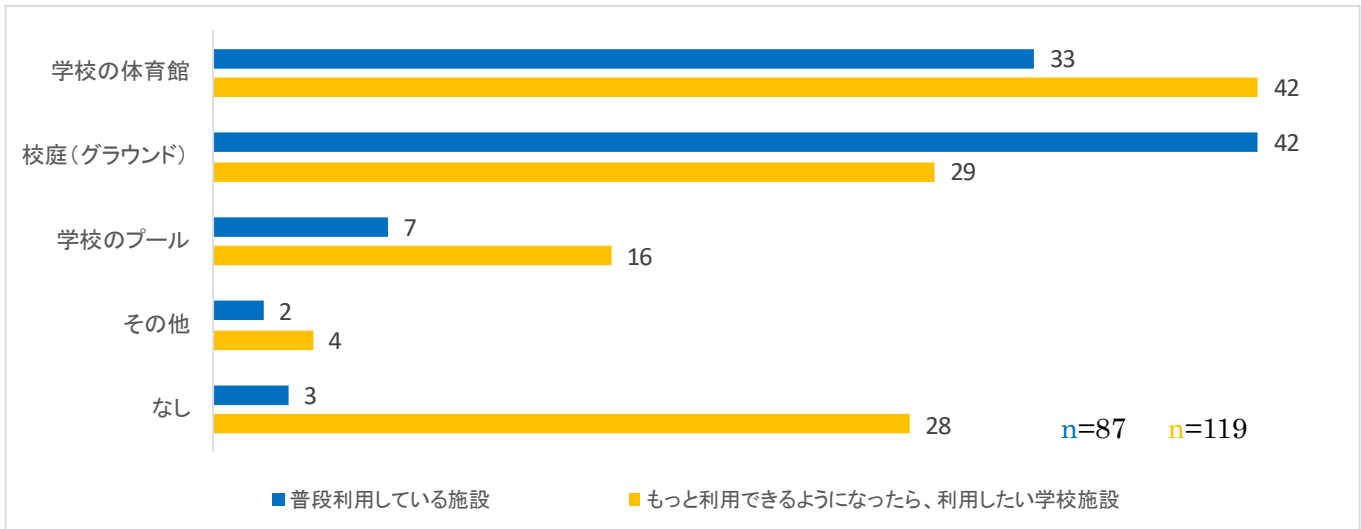
【町で特に整備してほしい施設（一般）】



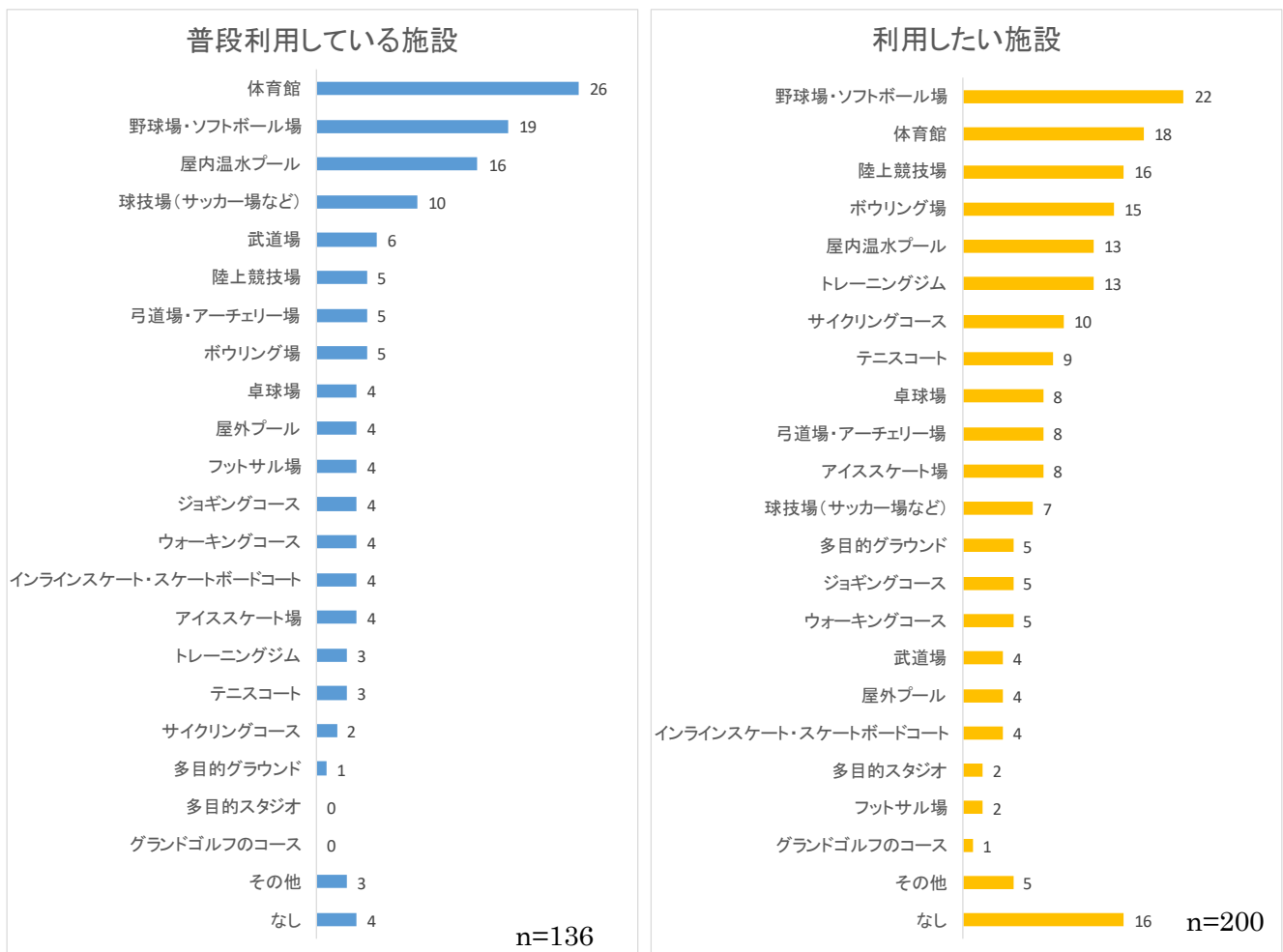
出典：町民アンケート

※図表中のnは回答数（複数回答）

【普段スポーツで利用している、利用したい施設（小学生）】



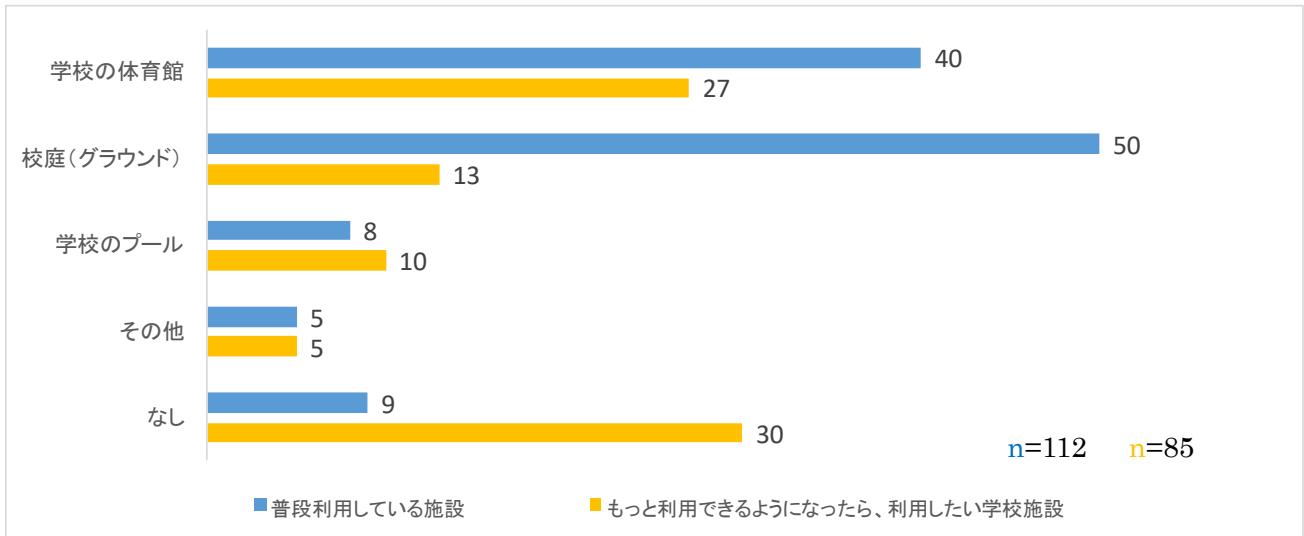
【学校以外で利用している、身近にできたら利用したい施設（小学生）】



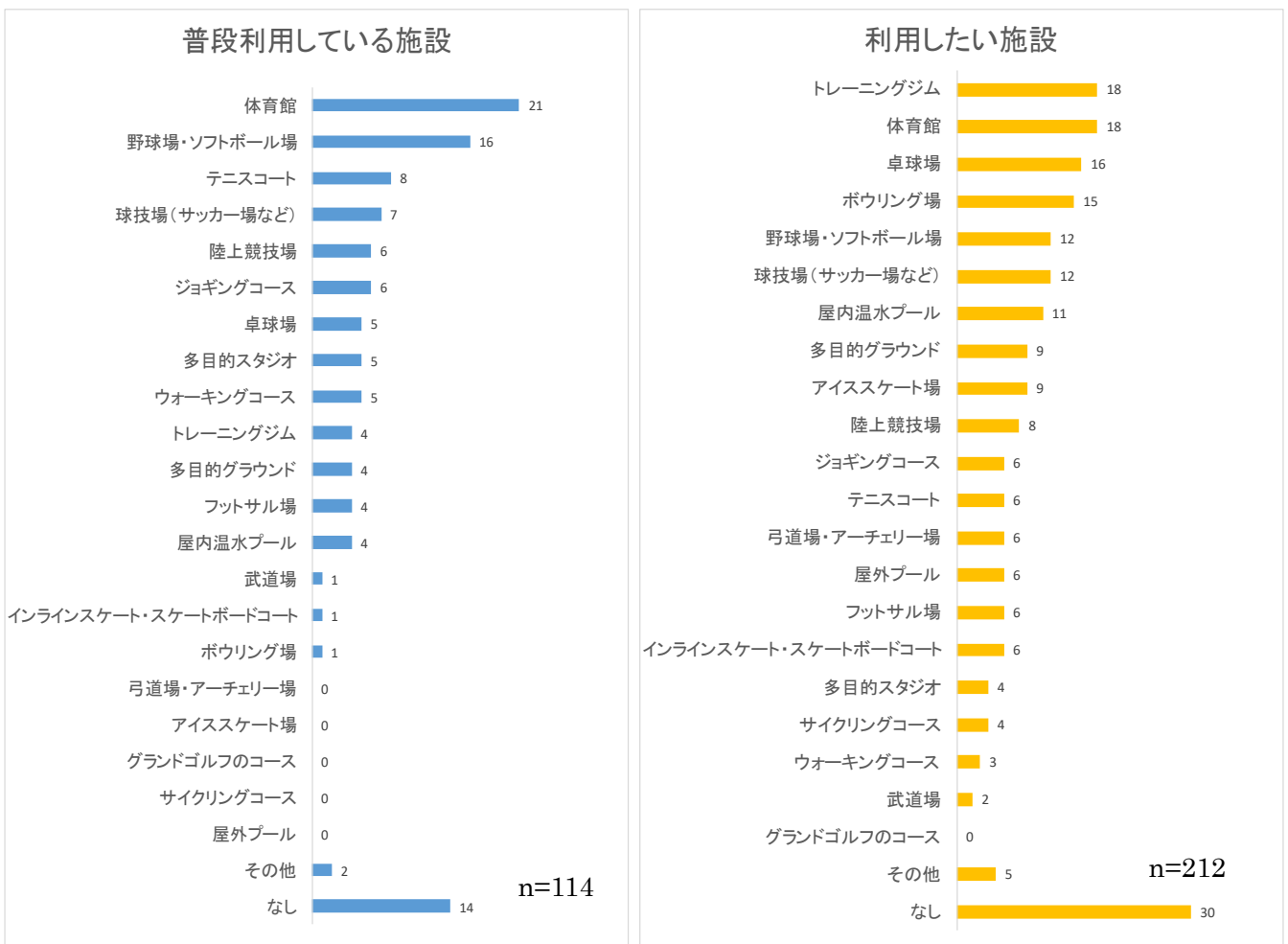
※図表中のnは回答数（複数回答）

出典：町民アンケート

【普段スポーツで利用している、利用したい施設（中学生）】



【普段スポーツで利用している、利用したい施設（中学生）】



※図表中のnは回答数（複数回答）

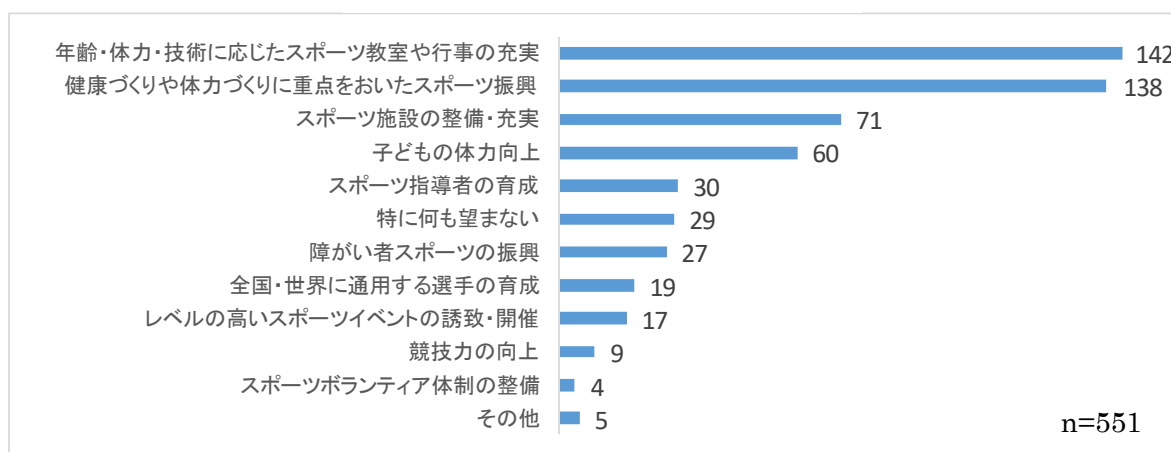
出典：町民アンケート

(6) スポーツ環境施策に対するニーズ

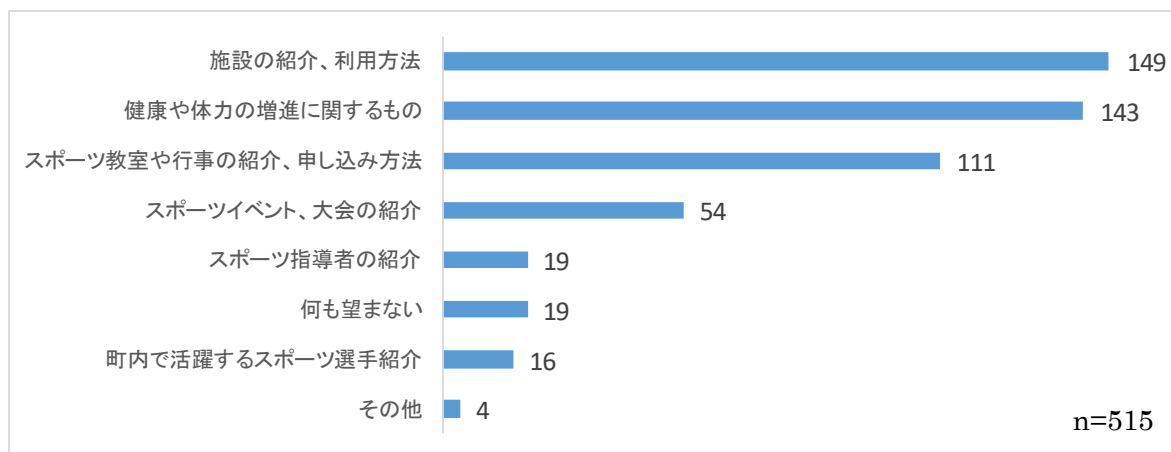
町民が求めるスポーツ振興の施策としては、「年齢・体力・技術に応じたスポーツ教室や行事の充実」、「健康づくりや体力づくりに重点をおいたスポーツ振興」、「スポーツ施設の整備・充実」の割合が高くなっています。

また、町民が望むスポーツの情報提供としては、「施設の紹介、利用方法」、「健康や体力の増進に関するもの」、「スポーツ教室や行事の紹介、申し込み方法」の割合が高くなっています。

【町のスポーツ振興に対して何を望むか】



【町が行うスポーツの情報提供に何を望むか】



出典：町民アンケート

※図表中の n は回答数（複数回答）

3. ライフステージにおける那須町スポーツの状況

(1) 子どものスポーツの状況

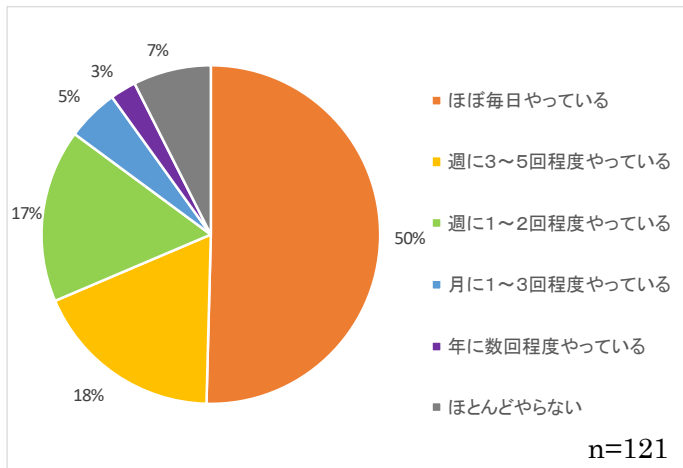
町民アンケートによると、体育の授業以外にほぼ毎日スポーツを行う割合は、小学生は50%であるのに対し、中学生は62%と増加しており、また、スポーツをほとんどやらない割合は、小学生は7%であるのに対し、中学生は13%と増加しています。

さらに、運動部やスポーツチーム・クラブに入っている割合をみると、小学生に比べて中学生は、地域のスポーツチームに入る割合が少なく、学校の部活動に入る割合が多くなっています。

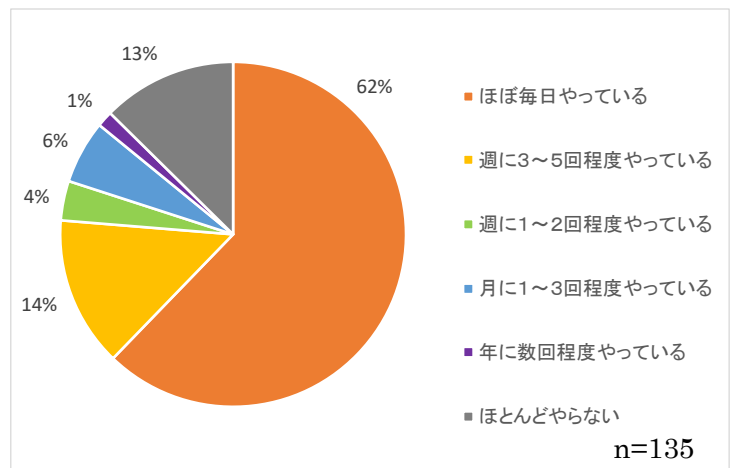
低学年のうちから継続してスポーツを行える環境の充実や意識啓発を図る必要があります。

【体育の授業以外にスポーツを行う頻度】

【小学生】

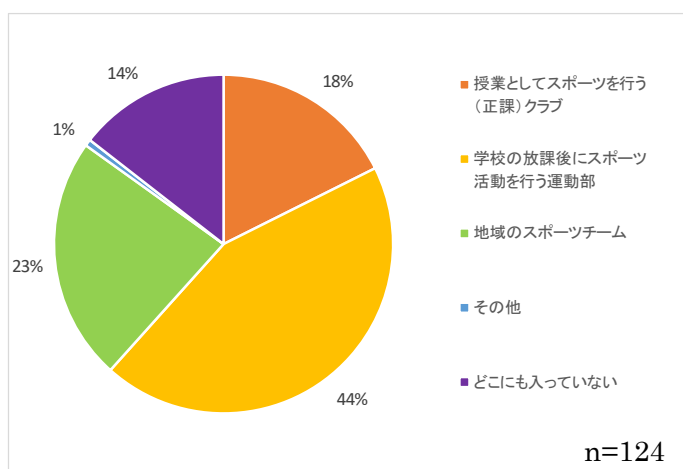


【中学生】

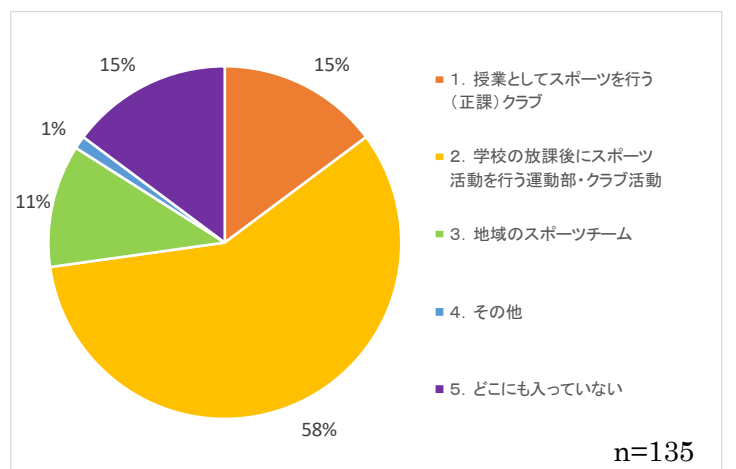


【学校の運動部やスポーツチーム・クラブに入っている割合】

【小学生】



【中学生】



出典：町民アンケート

(2) 成人のスポーツの状況

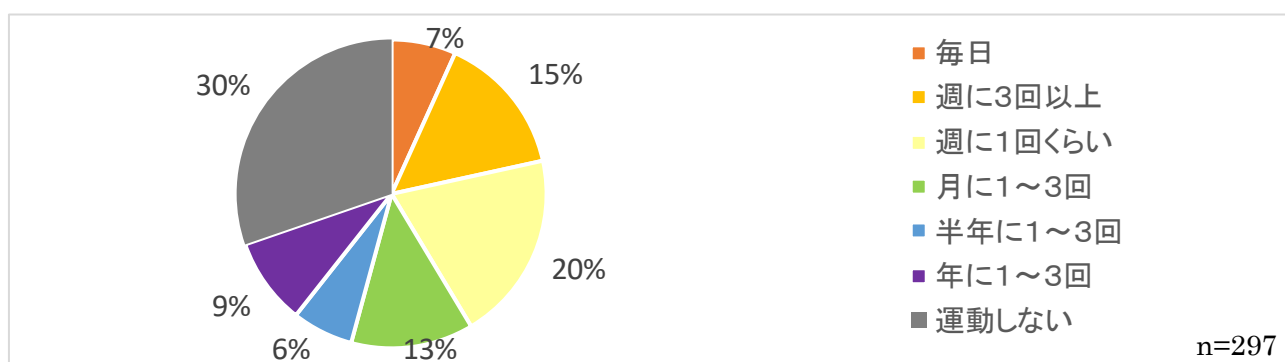
町民アンケートによると、週に1回以上スポーツを行う町民の割合は、約40%である一方、運動しない町民の割合は30%となっています。

運動をする頻度が半年に1～3回以下の町民のうち、スポーツを週1回程度行えるための条件としては、「時間ができれば」、「近くに施設があれば」という意見が多数を占めています。

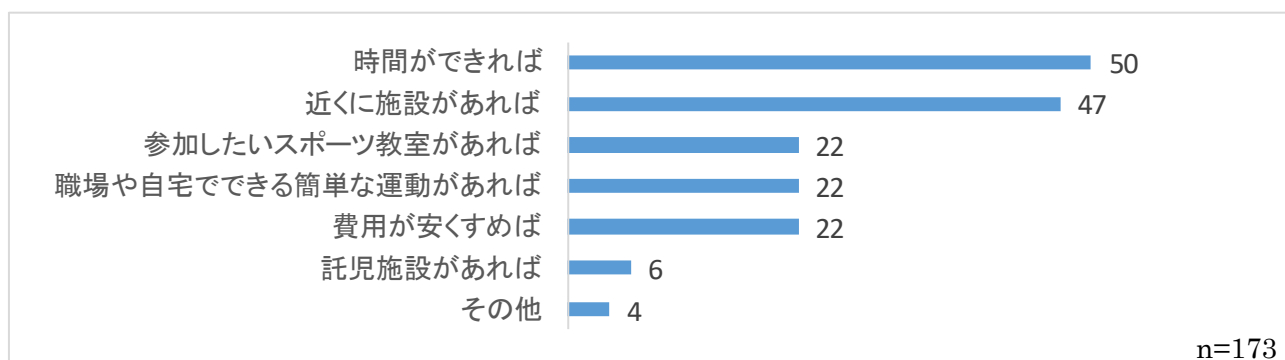
また、運動をする頻度が半年に1～3回以下の町民のうち、運動をしたいと思う町民の理由としては、「健康・体力づくりのため」、「運動不足解消のため」という意見が多くなっています。

運動をしたくてもできない町民のニーズを捉え、時間がなくても気軽に運動できる施策を展開していく必要があります。

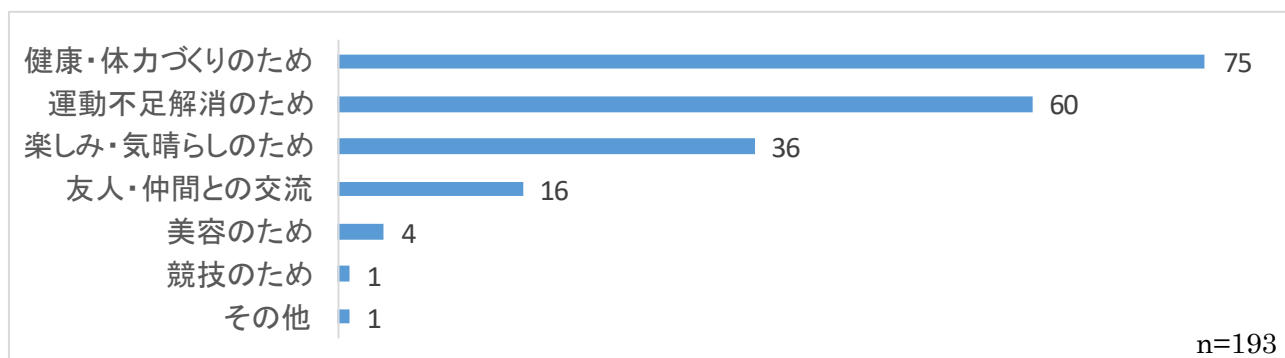
【スポーツや運動を行う頻度】



【週1回程度スポーツや運動をするための条件（運動する頻度が半年に1～3回以下の方）】



【スポーツや運動をやってみたいと思う理由（運動する頻度が半年に1～3回以下の方）】



※図表中のnは回答数（複数回答）

出典：町民アンケート

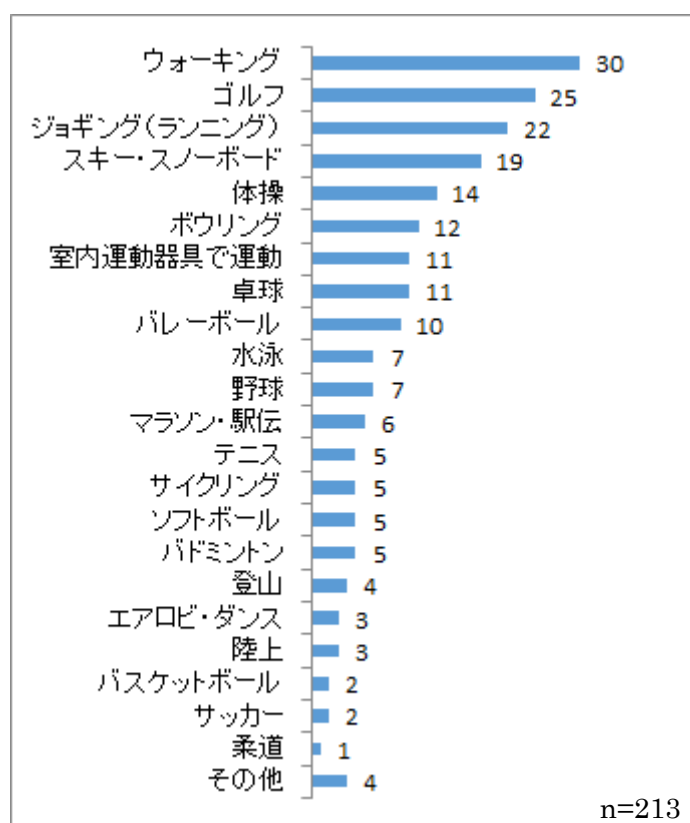
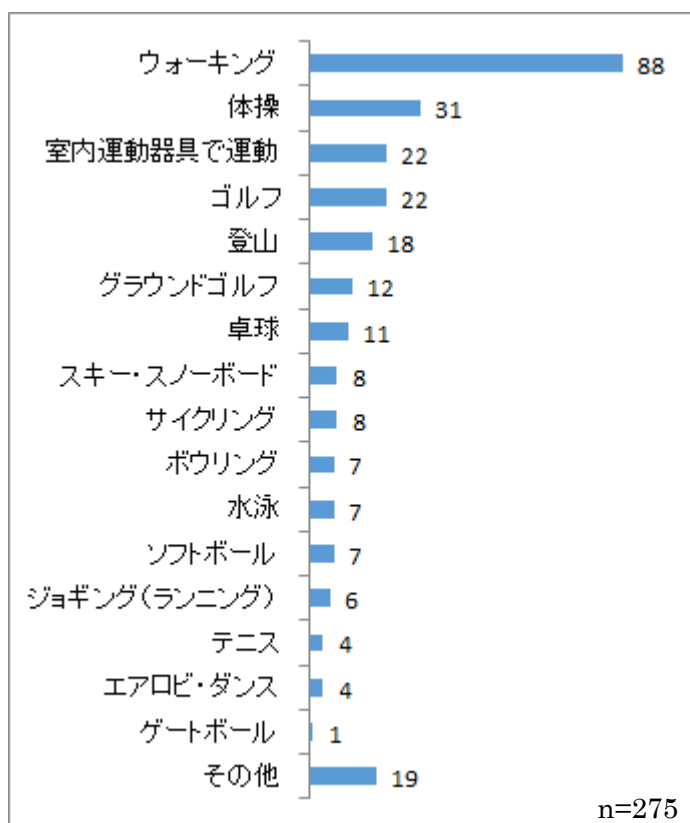
(3) 高齢者のスポーツの状況

高齢者は現役を退くことで活動機会が減り、体を動かす頻度が少なくなります。このような状況は身体的生活機能のみならず、精神的及び社会的な生活機能をも低下させる大きな要因となります。

そのような状況の中で、健康寿命を長く維持するためには、積極的な健康づくり活動としてのウォーキングや体操などの運動を定期的に行うことが大切です。アンケート結果より、60歳代以上の状況を見ると、週1回以上スポーツをしている割合は50歳代以下より高く、内容としては、ウォーキング、体操、室内運動器具で運動、ゴルフ、登山等を行っています。

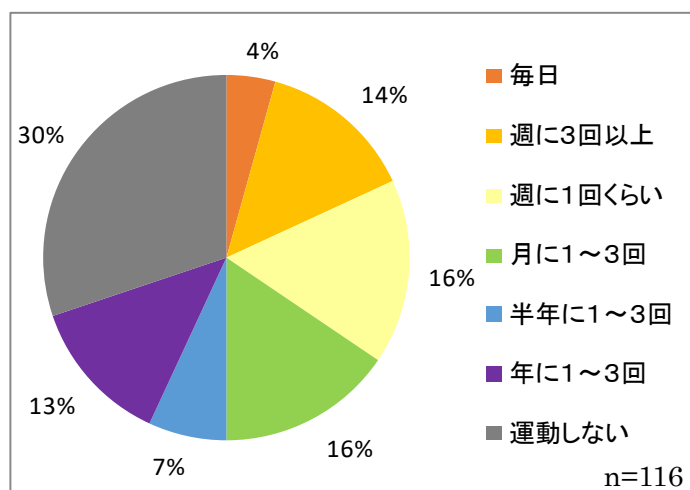
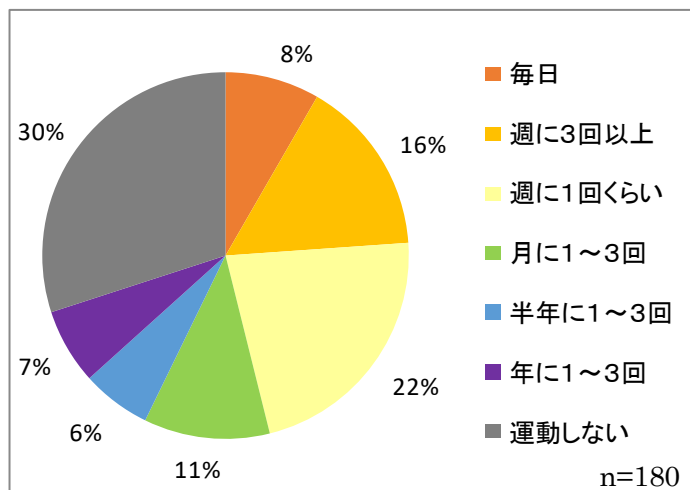
【1年間に行ったスポーツ (60歳代以上)】

【1年間に行ったスポーツ (50歳代以下)】



【スポーツや運動を行う頻度 (60歳代以上)】

【スポーツや運動を行う頻度 (50歳代以下)】



出典：町民アンケート

(4) 障がい者のスポーツの状況

障がい者にスポーツを教えられる指導者の不足、障がい者スポーツを実施できる施設の不足は全国的な課題となっています。

障がいのある方にとってスポーツ活動は、機能回復や障がいの軽減、社会参加の促進だけでなく、自己の能力開発や、豊かな生活を送る上で大きな意義があり、健康な日常生活を送るためにも重要です。

那須町では、「那須町障がい者スポーツ教室」を開催し、障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動に親しめる機会の創出に努めています。また、「那須町障がい者計画」において、「スポーツレクリエーションの充実」、「社会参加活動の促進」を施策として掲げ、スポーツ・レクリエーション活動の参加支援、スポーツ施設の利用料金免除等の取り組みを実施しています。

障がい者スポーツを支え、発展させていくためにも、障がい者スポーツの活動内容を周知するとともに、身近な場所で障がいのある人もない人もともにスポーツに触れる機会を設けることや、町内スポーツ施設の利用を容易にするなどの環境整備が必要です。また、障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成など、今後の障がい者スポーツを支える人材の育成も求められています。



4. 「する」、「観る」、「支える」からみる那須町スポーツの現状

(1) 「する」スポーツの現状

町民アンケートによると、1年間に行ったスポーツとしては、ウォーキングが多数を占めています。次に、体操、ゴルフ、室内運動器具で運動、スキー・スノーボード、登山と続いています。運動をした頻度が半年に1～3回以下の人で、やってみたいスポーツとしては、室内運動器具で運動、ウォーキング、水泳、卓球、テニスと続いています。

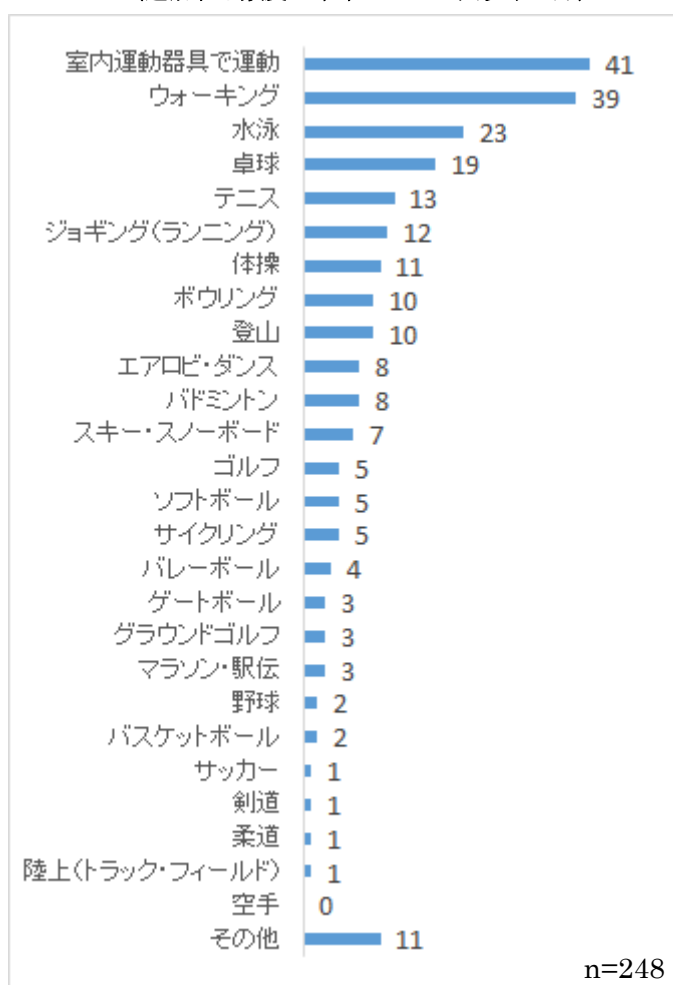
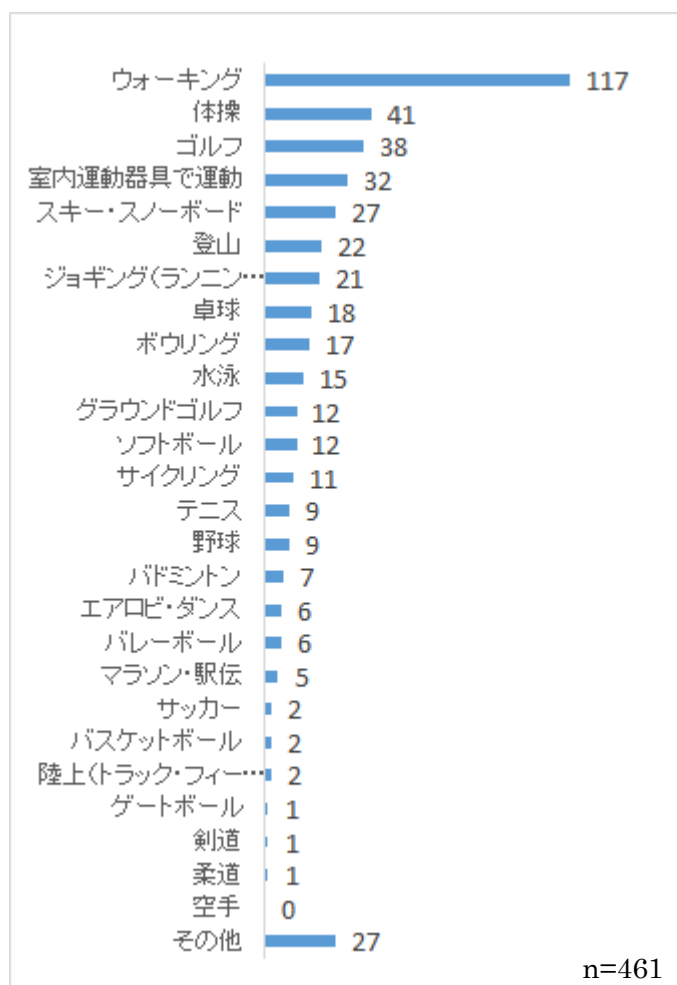
小学生の現在行っているスポーツは、ドッジボール、卓球、テニス、ボウリングなど、比較的屋内スポーツが多く、やってみたいスポーツでは野球・キャッチボール、なわとび、ジョギング・ランニング等、屋外の競技が多くなっています。

中学生の現在行っているスポーツは、卓球の他、ジョギング・ランニング、筋力トレーニング、野球・キャッチボール、サッカー・フットサルとなっており、やってみたいスポーツとしては、バドミントン、バスケットボール、卓球等、屋内スポーツが多くなっています。

【1年間に行ったスポーツ（一般）】

【やってみたいスポーツ（一般）】

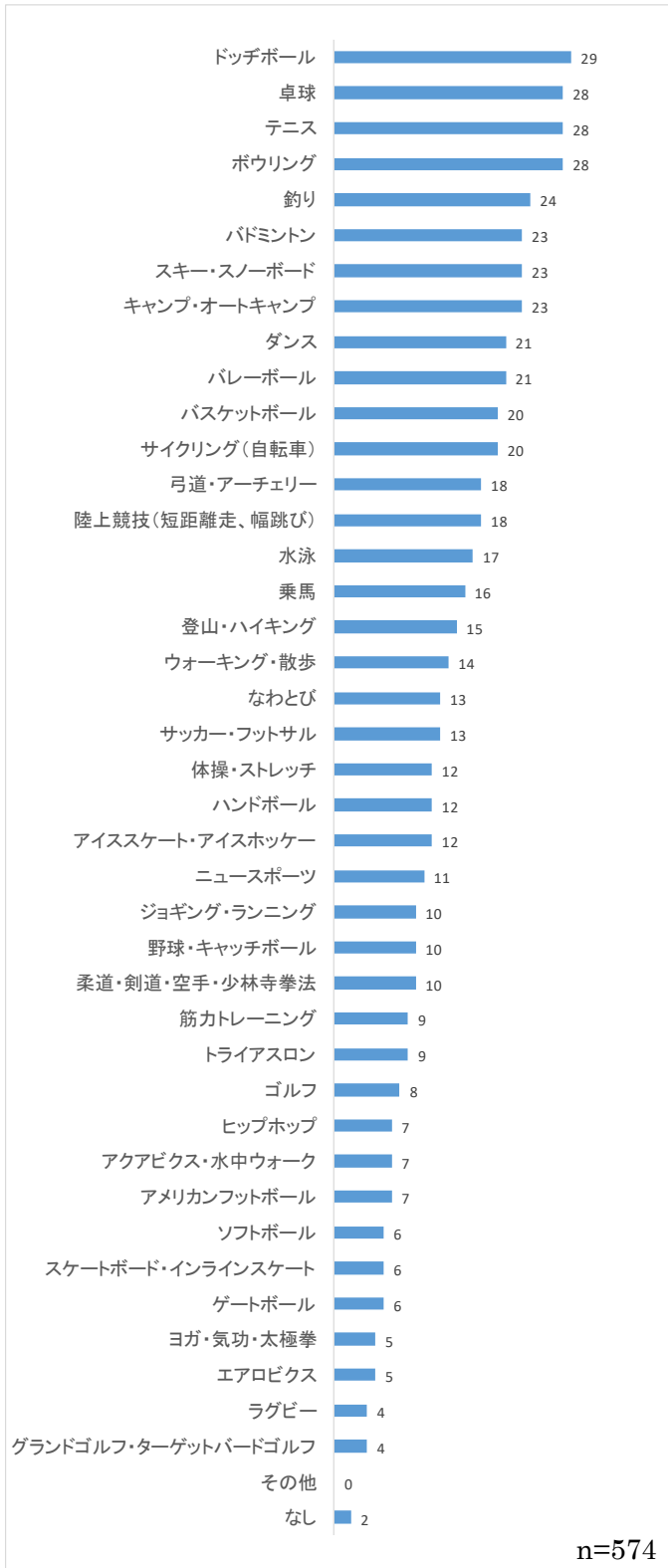
(運動する頻度が半年に1～3回以下の方)



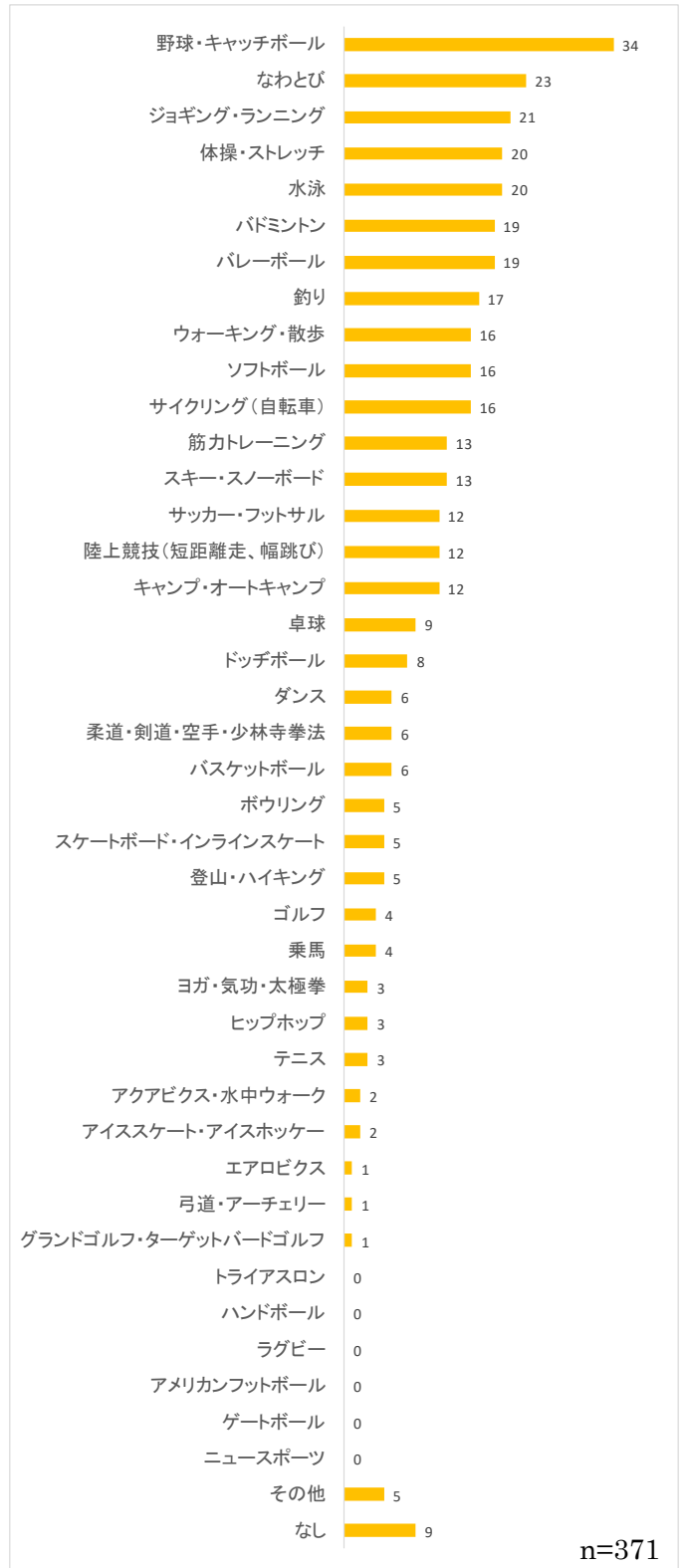
※図表中のnは回答数（複数回答）

出典：町民アンケート

【現在やっているスポーツ（小学生）】



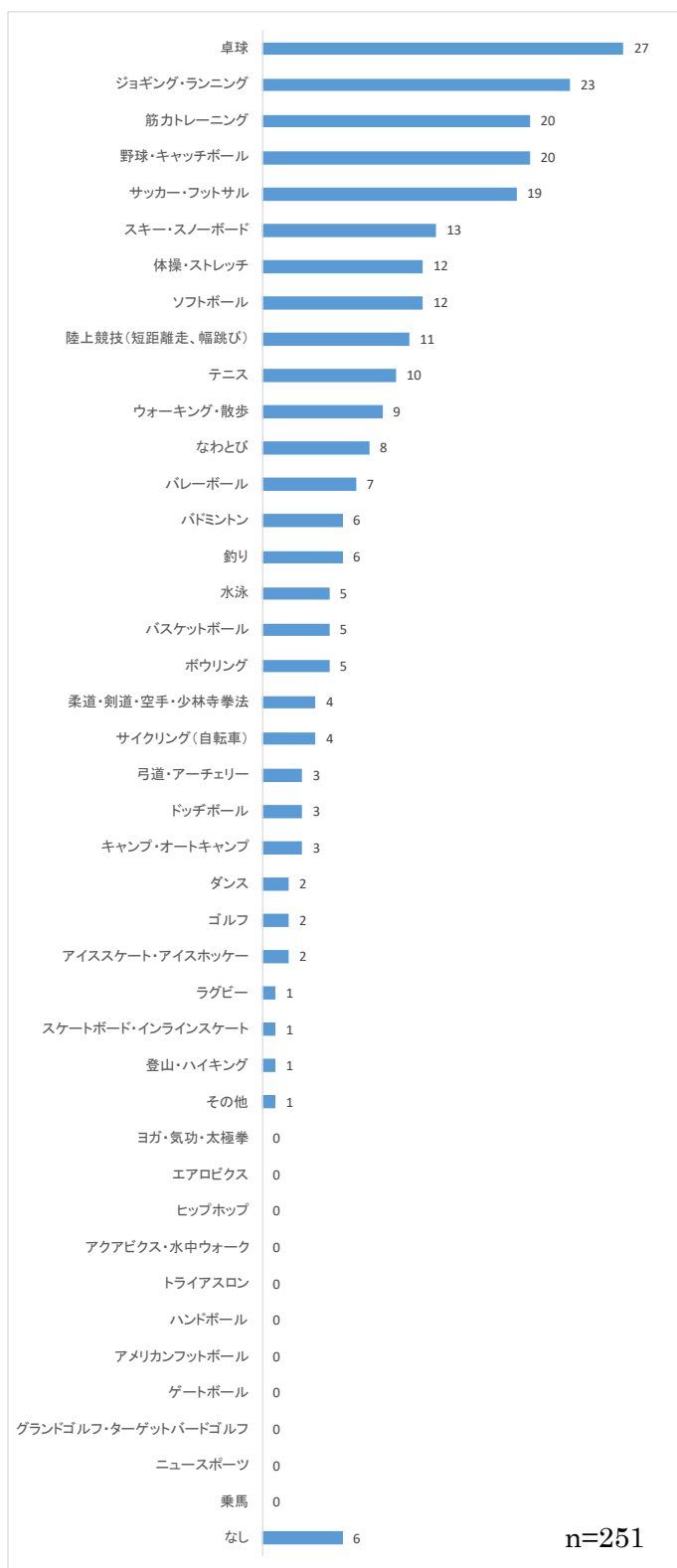
【やってみたいスポーツ（小学生）】



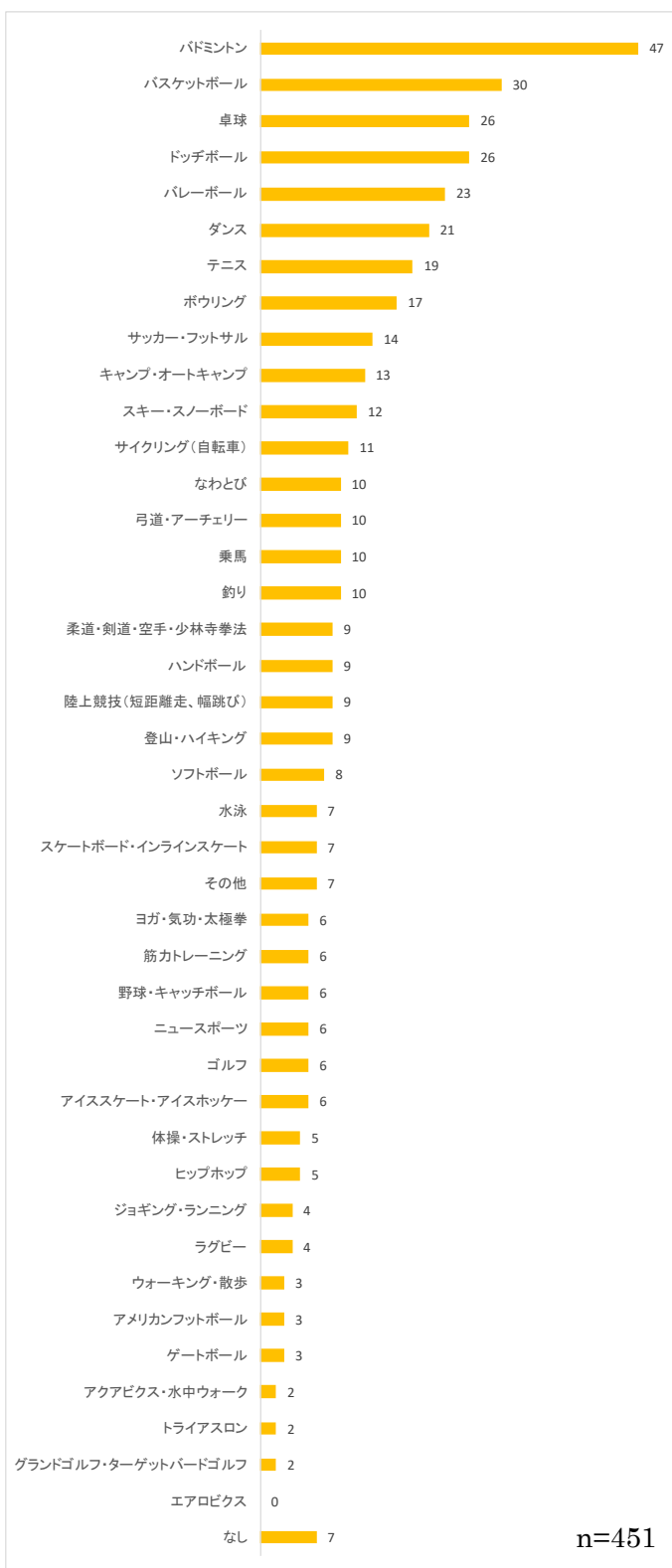
※図表中のnは回答数（複数回答）

出典：町民アンケート

【現在やっているスポーツ（中学生）】



【やってみたいスポーツ（中学生）】



※図表中のnとは、回答数（複数回答）のことである。

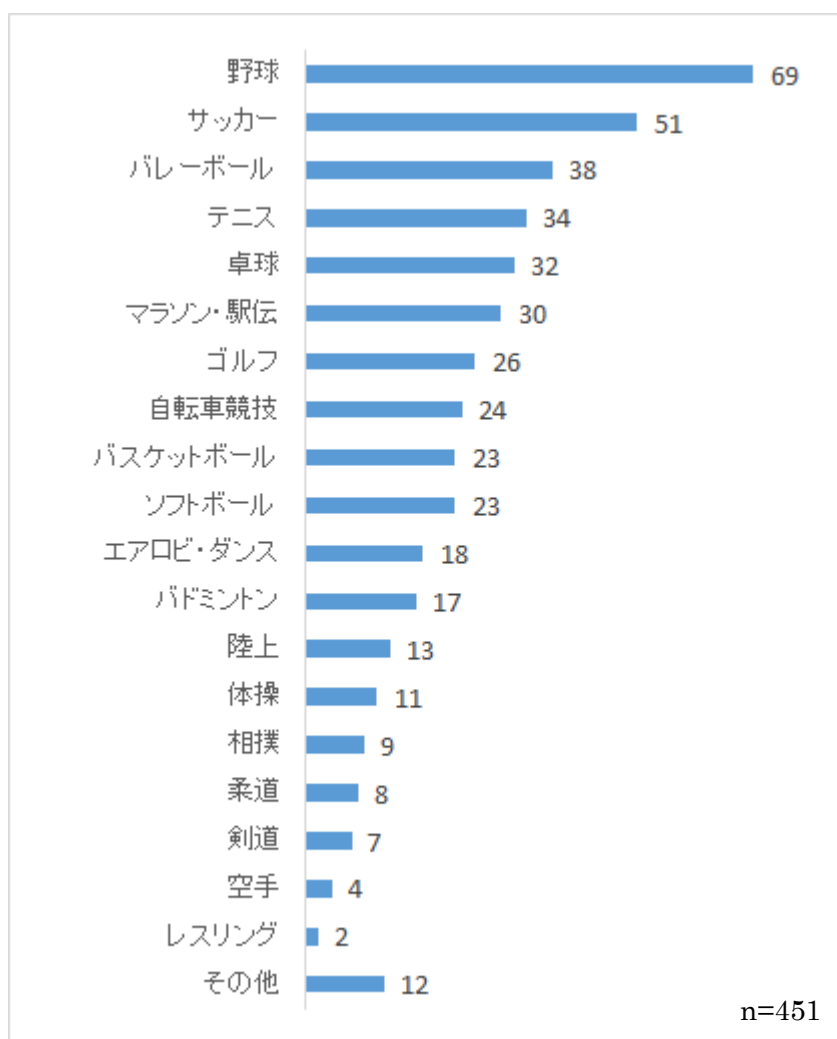
出典：町民アンケート

(2)「観る」スポーツの現状

町内で観戦したいスポーツとしては、野球、サッカー、バレーボール、テニスの順に高くなっています。

施設整備が不十分で町内での観戦が十分にできない種目もあるため、そのような町民のニーズに応じて施設整備を検討する必要があります。

【町内で観戦するなら、どんなスポーツを望むか】



出典：町民アンケート

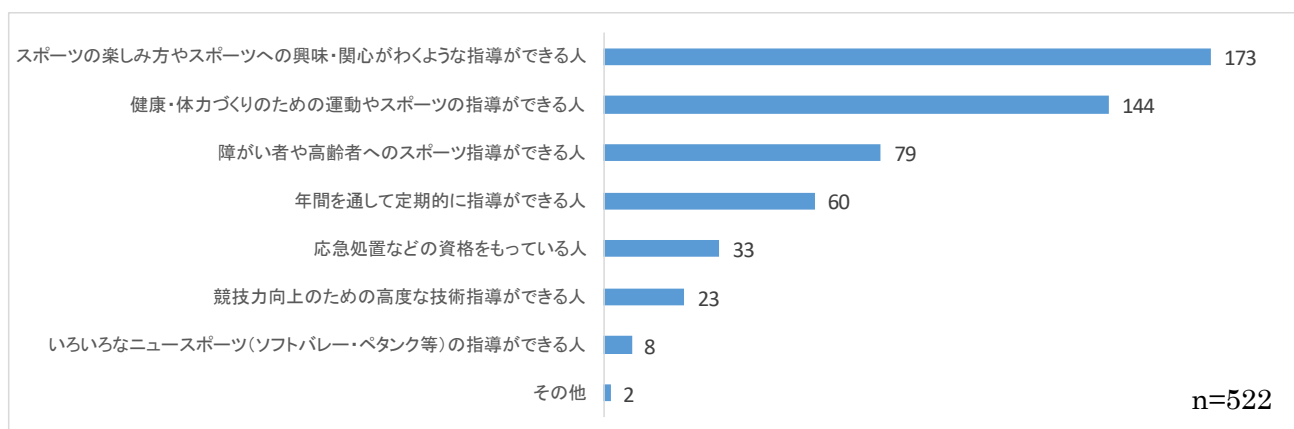
※図表中のnとは、回答数（複数回答）のことである。

(3)「支える」スポーツの現状

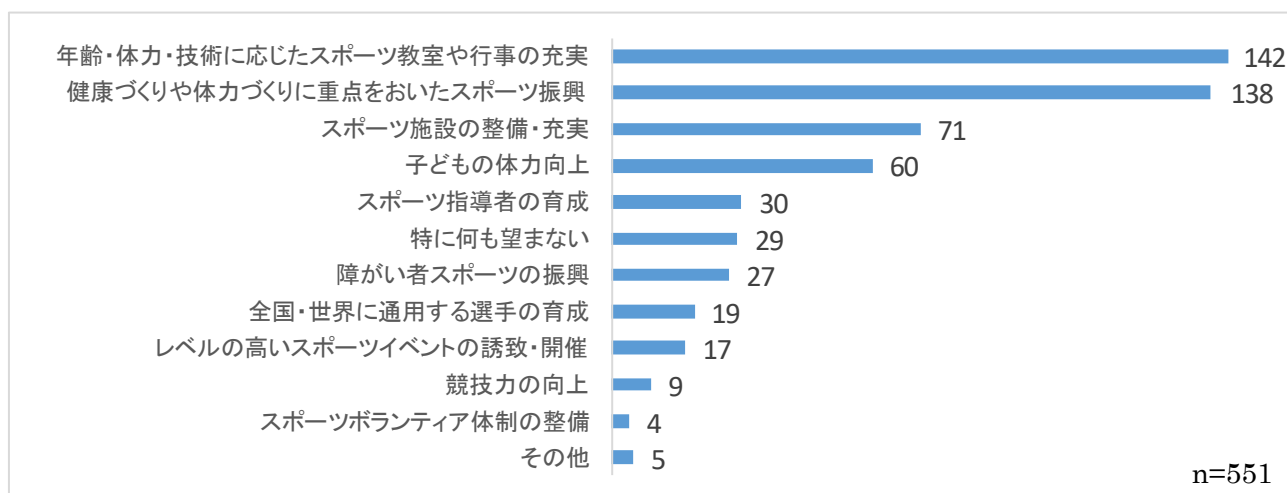
町民アンケートによると、スポーツ指導者として、「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」、「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」など、スポーツの導入部分の指導が多く求められています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に向け、全国的にスポーツボランティアに対する理解や機運が高まっています。那須町においても「那須町マラソン大会」においてボランティア募集を行うなど、スポーツボランティアの普及・啓発を行っていますが、町のスポーツ振興に対してスポーツボランティア体制の整備を望む声は低い状況ですので、さらなる啓発が必要です。

【どのようなスポーツ指導者が必要と思うか】



【町のスポーツ振興に対して何を望むか】



※図表中の n は回答数（複数回答）

出典：町民アンケート

5. 那須町スポーツ団体の状況

(1) 那須町体育協会

那須町体育協会は現在、23 の専門部で構成されています。町民のスポーツ精神の高揚・体力の維持増進、児童、青少年の心身の健全化を促進させること等を目的に、スポーツ大会やイベントの実施に取り組んでいます。

【那須町体育協会 専門部一覧 (23 専門部)】

陸上競技	軟式野球	ソフトボール	バレーボール
バドミントン	ソフトテニス	卓球	サッカー
剣道	弓道	柔道	スキー
山岳	バスケットボール	テニス	ゲートボール
射撃	ゴルフ	婦人バレーボール	水泳
グラウンドゴルフ	自転車	エアロビック	

(2) 那須町スポーツ推進委員会

那須町スポーツ推進委員会は、那須町のスポーツ推進のために、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、町民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員で構成されています。平成 31 年 4 月 1 日現在、14 名の委員が在籍しています。

(3) 那須町スポーツ少年団

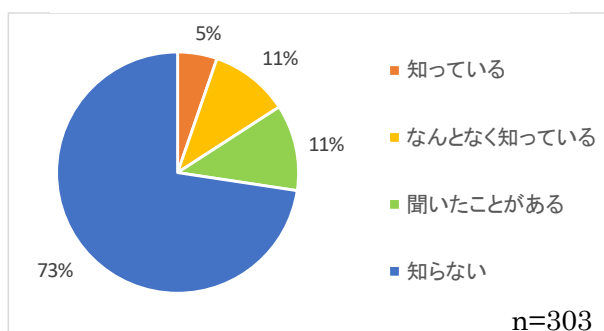
那須町スポーツ少年団には、現在 2 単位団（黒田原スポーツ少年団、那須ジュニアソフトテニスクラブスポーツ少年団）の登録があり、指導者が 21 名、団員が 66 名登録されています。黒田原スポーツ少年団はサッカー、ミニバスケットボール、軟式野球、ソフトボールの 4 種目、那須ジュニアソフトテニスクラブスポーツ少年団はソフトテニスの 1 種目を行っています。スポーツ少年団は一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供するため、指導者の相互協力のもと、資質と指導力の向上を図り、スポーツを通して青少年の心と体を育て、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献することを目的に活動しております。

(4) 総合型地域スポーツクラブ

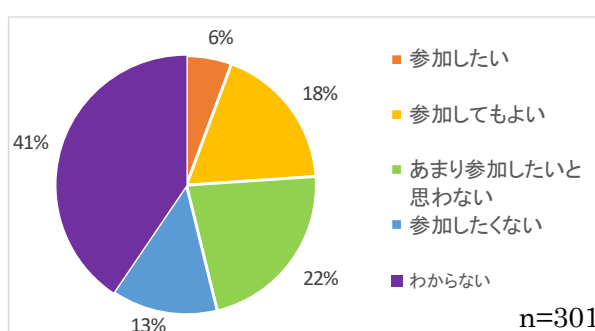
那須町の総合型地域スポーツクラブ「スポレク JOY 那須」は平成 24 年 2 月に設立しました。平成 31 年 4 月 1 日現在のクラブ会員数は、個人会員（家族会員）40 名、賛助会員 20 企業となっています。健康教室、スポーツ教室、交流イベントなどを主な活動としています。

町民アンケートによると、総合型地域スポーツクラブの認知度は低い状況ですが、小学生、中学生は、「是非入りたい」、「楽しそうであれば入りたい」という意見が約 7 割となっています。まずは、総合型地域スポーツクラブを PR し、町民に活動内容を知ってもらうことが必要となってきます。

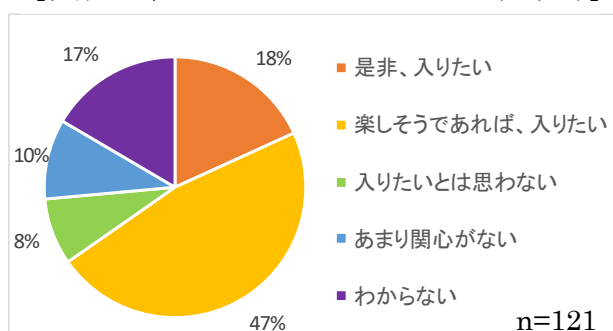
【総合型地域スポーツクラブを知っているか】



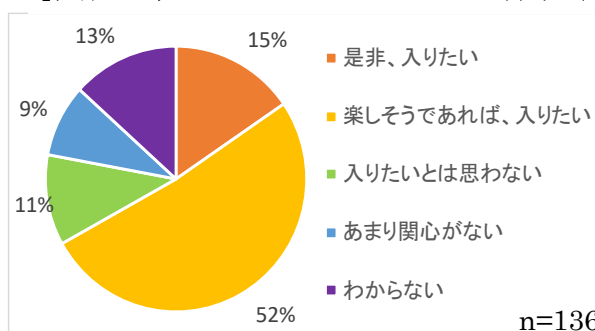
【総合型地域スポーツクラブに参加したいか】



【総合型地域スポーツクラブに入りたいか（小学生）】



【総合型地域スポーツクラブに入りたいか（中学生）】



出典：町民アンケート

【スポレク JOY 那須 令和元年度の活動状況】

教室・イベント	参加対象	曜日／時間	回数	会場	
バウンドテニス	小学生以上	毎週木曜日	18：00～20：00	45回	那須町スポーツセンター
親子卓球		毎週金曜日	18：00～20：00	45回	旧田中小体育館
バドミントン		毎週土曜日	19：00～21：00	45回	那須町スポーツセンター
スナッグゴルフ		第1、3土曜日	18：00～19：30	24回	旧田中小体育館
プレイ&スティテニス		第2、4土曜日	18：00～19：30	24回	旧田中小体育館
出前囲碁、書道教室	小学生	要請曜日	10：00～12：00	各7回	要請希望学童小学校
ヨガ健康体操	一般～高齢者	4月～隔週金曜日	19：00～20：30	24回	旧田中小体育館
名勝発見探訪ウォーク	小学生以上	5月第3日曜日	8：00～17：00	年1回	東北関東地方
スポーツフェスティバル	全て	10月26日	9：00～13：30	年1回	那須町スポーツセンター
地域ボランティア活動	会員	11月24日	競技指定時間	年1回	町内コース会場
ボウリング交流大会	全て	2月2日	9：30～12：30	2月2日	黒磯ボウル

第4章 那須町スポーツ推進上の課題

第2章における社会動向及び、第3章における那須町スポーツの現状を踏まえ、下記の通り課題を整理しました。

1. 生涯スポーツ推進上の課題

(1) スポーツ推進上の課題

それぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツ活動や健康づくりに取り組むことは、健康で心豊かな生活を送るうえで必要な要素ですが、那須町では、スポーツを行う頻度が半年に1～3回と少ない方が約半数となっており、継続的なスポーツ活動の実践が十分と言えない現状です。

しかし、スポーツを行う頻度が少ない方でも、健康・体力づくりのためにスポーツを行いたいという意見は多くなっています。このため、スポーツを普段行っていない方も含めて、誰もがそれぞれの状況に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備を行う必要があります。

(2) 子どものスポーツ推進上の課題

子どもの体育活動は生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎となるものですが、子どもを取り巻く環境の変化により成長期における日常生活で体を動かす機会が減少しており、本町の野球やソフトボールなどのスポーツクラブも子どもの人口減少に伴いチーム数も減少傾向にあります。

こうした中、運動機会を定期的に提供し、体力の向上を図るためには、保護者を含めた地域住民との連携や、スポーツ関係団体との連携を強化し、多様なスポーツ活動を効果的に実践していく取り組みが求められています。また、スポーツ少年団と部活動との区別や関係性が解りにくい部分があるため、スポーツ少年団と部活動のあり方を明確にする必要があります。さらに家庭環境によっては、スポーツ活動の費用等が保護者の負担になっている面があることから経済的な支援も検討する必要があります。

(3) 高齢者・障がい者のスポーツ推進上の課題

那須町における60歳代以上の方は50歳代以下の方に比べて週に1回以上運動を行う割合が多いですが、内容としてはウォーキングに偏っている状況です。幅広いスポーツに親しみを持っていただくために、高齢者向けのスポーツ教室、イベント等の開催が求められています。また、運動をまったくしない60歳代以上の方の割合も30%いることから、健康づくり、体力維持のためのスポーツ・運動の重要性を伝えていく必要があります。

那須町における障がい者スポーツ活動は、障がい者スポーツ教室の開催、那須地区ふれあいスポーツ大会参加支援等が行われていますが、スポーツ実施の機会が少ない現状です。障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うためには、支援者の確保など支援体制の充実と障がい者自らが参加できるシステム構築が課題となっています。障がい者のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成と資質向上に取り組み、障がい者がスポーツに参加する機会を増やしていく必要があります。

2. 施設等のスポーツ環境に関する課題

(1) スポーツ施設整備における課題

那須町所有のスポーツ施設は、町の中心部に位置しているため、郊外に住んでいる方も気軽にスポーツができるよう、現在行っている学校施設開放を含め有効的にスポーツを行う場の提供を行う必要があります。

また、全体的にスポーツ施設の老朽化が目立ち、施設の整備、改修が必要な時期に来ています。町民のニーズとしては屋内トレーニング施設をはじめ、ジョギングコース、サイクリングコース、野球、サッカー、テニスコート等の整備が求められていますが、今後の人口構造、財政状況の変化も踏まえて整備計画を検討する必要があります。

(2) スポーツ情報の発信における課題

町内のスポーツイベント、行事等の情報については町のホームページ、広報誌等で発信を行っていますが、町民のニーズとしては、それに加えて「施設の紹介、利用方法」、「健康や体力の増進に関するもの」の情報提供を望む意見が多くみられます。情報提供の内容の充実に加え、時代に即した情報提供の方法を検討することが求められています。また、町が推進している若者の定住対策について、町が所有するスポーツの情報を若者へ発信することも定住促進に資するものとして推進する必要があります。

3. 那須町のスポーツ推進体制に関する課題

(1) スポーツ関係組織のネットワークにおける課題

那須町体育協会やスポーツ少年団をはじめとするスポーツ関係団体、及び、各学校における運動部活動が那須町スポーツ活動の推進母体となっていますが、現状では、競技別の大会開催やカテゴリー内での交流に留まっていて、競技・世代を超えた交流が少ない状況です。

こうした団体の連携を促進するとともに、学校や地域も含めたネットワークの構築支援や、地域に根差したスポーツクラブとの連携を模索するなど、官学民一体でスポーツ活動を推進していく必要があります。

(2) スポーツ指導者、ボランティアにおける課題

町民から求められるスポーツ指導者は「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」、「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」など、スポーツの導入部分の指導が多く求められているため、体育協会等の関係団体とも連携し、スポーツ導入部分の指導を行う体制を構築する必要があります。

また、那須町で募集するスポーツボランティアについては認知度が非常に低い状況であるため、スポーツボランティアの取り組みを広くPRする必要があります。

(3) スポーツツーリズム推進上の課題

那須町は豊富な観光資源と宿泊施設を有し、東京圏からのスポーツ合宿も盛んに行われています。令和4年の国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」開催に向けて、県内でもスポーツツーリズムの機運が高まる中、より一層スポーツによる交流人口を拡大させる取り組みを進めていくため、町内にあるスポーツ施設、宿泊施設、観光施設等を結び付けるネットワークを構築する必要があります。

第5章 本計画の基本方針

1. 将来像（基本理念）

那須町生涯学習推進計画では、「町民一人1スポーツ」をスローガンに、スポーツの持つ力を生かしたスポーツで輝くまちづくりを目指しています。

これを踏まえ、町民一人ひとりがスポーツを楽しみ、スポーツを通じた人と人とのつながりにより人づくりや町づくりが推進できるよう「スポーツでつくるつながる那須 ～みんなで 楽しく 今日も 明日も～」を基本理念に、誰もが、いつでも、楽しくスポーツに親しめるよう事業を展開します。

将来像（基本理念）

スポーツでつくるつながる那須

～みんなで 楽しく 今日も 明日も～

2. 基本目標

基本理念「スポーツでつくるつながる那須 ～みんなで 楽しく 今日も 明日も～」を実現するために、「生涯スポーツの推進」、「スポーツ環境の整備」、「スポーツを支える団体・組織の活性化」を基本目標として、施策を展開します。

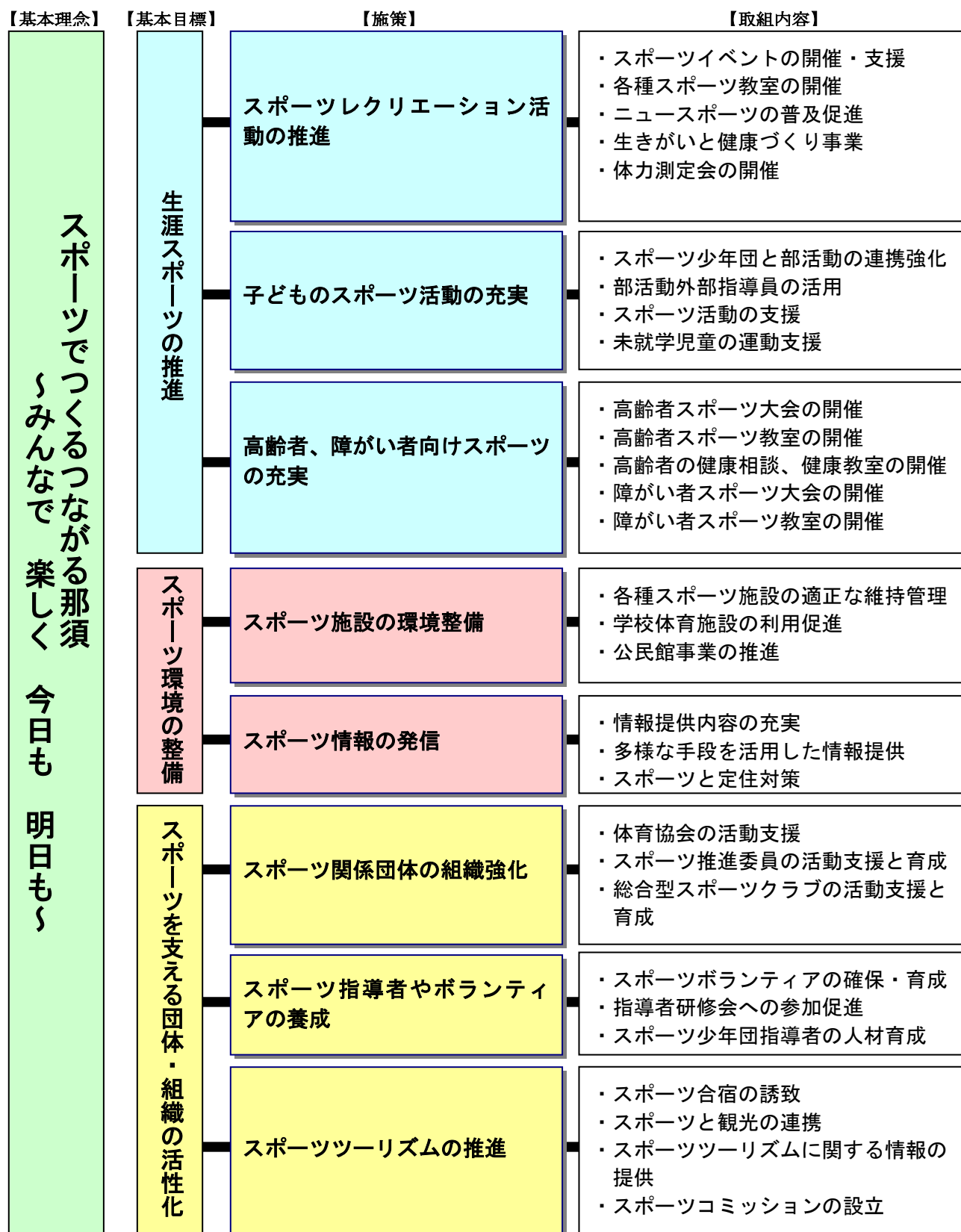
基本目標Ⅰ 生涯スポーツの推進

基本目標Ⅱ スポーツ環境の整備

基本目標Ⅲ スポーツを支える団体・組織の活性化

第6章 本計画の施策の展開

1. 施策の体系



2. 各施策の内容

基本目標Ⅰ 生涯スポーツの推進

那須町教育大綱で掲げている「町民一人1スポーツ」の推進のために、ニーズやライフスタイルに応じたスポーツ活動の機会づくりを進めます。子ども、高齢者、障がいのある方の参加しやすいスポーツ環境づくりを進め、主体的に健康増進や生きがいがづくり、多様な交流を図ることのできる機会の充実を図ります。

(1) スポーツレクリエーション活動の推進

スポーツを行うことで、体力の維持や健康増進などの効果が期待できます。また、スポーツは家族、友人、仲間といった人とのつながり、さらには地域と地域のつながりを深めます。そのため、地域でのスポーツ活動を通じ、「楽しみ」、「競い」、「支えあい」、「感動」を共有することで、活発な地域コミュニティを形成する環境整備を進めていきます。

●取組内容

取組	取組の概要
スポーツイベントの開催、支援	町内でのスポーツイベント、大会の開催、支援を行います。
各種スポーツ教室の開催	町内での各種スポーツ教室の開催、支援を行います。
ニュースポーツの普及促進	子どもから高齢者まで気軽に楽しめるニュースポーツの普及・振興を図っていきます。
生きがいと健康づくり事業	健康増進と生きがいがづくりを醸成するために、成人や高齢者を対象に健康ポイント事業等を行います。
体力測定会の開催	体力年齢を見直し、健康に対する意識の醸成を図るため、体力測定会を定期的に行います。

(2) 子どものスポーツ活動の充実

心身ともに健康で、生涯にわたり豊かなスポーツライフの基礎を培うためには、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見し、進んで体を動かすようになることが重要です。中学生は特に、生徒数の減少等により、生徒のニーズにあった運動部活動ができないなど、解決しなければならない課題があります。

また、小学生のスポーツへの参加機会は、スポーツ少年団や育成会が中心であり、スポーツをする子ども・しない子どもの二極化が進行しつつあります。

そこで、児童生徒の体力向上と運動部活動を重要な課題として捉え、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが主体的に外遊びやスポーツに親しむ中で、体力や意欲、気力を高め、ねばり強く頑張る子どもの育成を進めていきます。

●取組内容

取組	取組の概要
スポーツ少年団と部活動の連携強化	スポーツ少年団と部活動の区別と関係性を明示し、保護者への理解を図りつつ、子どもがスポーツに打ち込める場を提供するため、スポーツ少年団と部活動の連携強化を図ります。
部活動外部指導員の活用	地域人材等を部活動外部指導員として活用することにより、保護者の負担軽減を図ります。
スポーツ活動の支援	家庭環境によっては、スポーツ活動の費用が保護者の負担になっている面があることから、部活動における費用の支援体制構築を図ります。
未就学児童の運動支援	未就学児童が体を動かす機会を通して、運動することの楽しさを経験できる場の創設を図ります。

(3) 高齢者、障がい者向けスポーツの充実

健康づくりや体力の維持のためにスポーツに励む、また、スポーツを通じたコミュニケーションを楽しむ高齢者が増加しています。こうした高齢者のスポーツ活動をさらに促進させるために、高齢者がそれぞれの身体能力に応じて、気軽に始めることができるニュースポーツを推進していきます。

一方、スポーツ基本法では、障がい者のスポーツについて、「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としています。障がい者が、リハビリとしてだけでなく、余暇活動としてスポーツ活動を行えるような環境を整えるとともに、運動することの楽しさや素晴らしさを感じる機会を提供します。また、障がい者スポーツを支え、発展させていくため、障がい者スポーツへの理解や社会的認知度の向上のための意識啓発を進めていきます。

●取組内容

取組	取組の概要
高齢者スポーツ大会の開催	高齢者スポーツ大会の開催、支援を行います。
高齢者スポーツ教室の開催	高齢者の方がスポーツを通じて交流する教室を開催します。
高齢者の健康相談、健康教室の開催	健康づくり・体力維持のための運動の重要性を周知するために、健康相談、健康教室を開催し、身体を動かす機会を提供します。
障がい者スポーツ大会の開催	障がい者スポーツ大会の開催、支援を行います。
障がい者スポーツ教室の開催	障がいのある方がスポーツを通じて交流する教室を開催します。

基本目標Ⅱ スポーツ環境の整備

那須町公共施設等総合管理計画に基づき、安全で使いやすい施設整備を進めます。町民のニーズを的確に捉えながら、いつでも、誰でもスポーツができる環境を整えます。

町民の誰もが、公共スポーツ施設で安心してスポーツを行うためには、スポーツ施設の整備や機能の充実を図ることが求められています。しかし、本町が保有する公共スポーツ施設の状況は、一部の施設で老朽化が目立ってきており、施設の整備・改修が必要です。

一方、本町の財政状況は人口減少等による町税の減少が見込まれることから、今後より一層厳しくなる見通しであり、スポーツ施設を含めた公共施設全体の整備・改修や維持・管理についても大きな課題となっています。

そのような状況の中、本町では平成29年3月に「那須町公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点をもって公共施設等を更新・統廃合・長寿命化することとしています。スポーツ施設に関しても、この計画を踏まえた計画的な施設整備を行っていくとともに、スポーツを行う場としての学校、公民館の利用を促進します。

《那須町公共施設等総合管理計画 基本方針》

①まちづくりと連動した公共施設管理の推進

総合計画や各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりを検討します。今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

②施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。

③計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ（道路、橋りょう、上水道等）をはじめとした、今後も継続して使用する公共施設等については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

④町民ニーズに対応した施設の活用

社会情勢や人口構造の変化による町民ニーズの多様化、ユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行います。

⑤民間活力を生かした取組の推進

民間企業などが有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(1) スポーツ施設の環境整備

本町が保有する公共スポーツ施設の環境整備については、多様化する利用者ニーズに対応するため、既存施設の長寿命化を進めるとともに、施設機能の充実を図っていきます。財政負担軽減のために、施設管理の効率化を進めるとともに、身近なスポーツ環境の場である学校スポーツ施設の利用促進に努めていきます。

また、本町で保有する 4 つの公民館では、それぞれの地域ニーズに応じた、様々なスポーツ事業を実施しており、町民の生活がより豊かになるような活動を展開しています。体操やダンスなど軽スポーツ・ニュースポーツの利用のために施設を貸出し、今後とも町民の身近なスポーツ活動の場として充実させていきます。

●取組内容

取組	取組の概要
各種スポーツ施設の適正な維持管理	町民のニーズに応じ、既存のスポーツ施設の適正な維持管理に努め、必要な改修、整備を推進します。 屋外スポーツで施設整備ニーズの高い、ジョギング、野球、サッカー、テニス等を中心に、新規施設整備についても検討します。
学校体育施設の利用促進	地域の身近なスポーツ活動の場として、学校施設の利用を推進します。
公民館事業の推進	体操やダンス、軽スポーツ等の活用の場として、公民館の利用を推進します。

(2) スポーツ情報の発信

町民の誰もが生涯にわたり、スポーツを「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動に参加していくには、町民が必要とするスポーツに関する情報を提供していく必要があります。

そのため、本町では関係団体と連携し、イベント、ボランティア、指導者やスポーツ施設の利用に関する様々な情報を、町広報誌やホームページ等で提供していきます。

●取組内容

取組	取組の概要
情報提供内容の充実	大会、イベントに加え、スポーツ施設の利用方法、健康維持のための方策等の情報を定期的に発信します。
多様な手段を活用した情報提供	多様化するライフスタイルに合わせ、メールマガジン、SNS等と連動した情報提供を検討します。
スポーツと定住対策	スポーツツーリズムを含めた町のスポーツ推進が定住対策に寄与できるよう、スポーツ推進と若者の定住促進の連携を図ります。

基本目標Ⅲ スポーツを支える団体・組織の活性化

那須町でスポーツを活性化させていくためには、体育協会等の関係団体と連携・協同して取り組む必要があります。そのような団体の活動支援を行うとともに、支えるスポーツとしての、指導者、スポーツボランティアの確保・育成を行います。

また、那須町の豊富な観光資源とスポーツを結び付け、スポーツツーリズムを推進します。

(1) スポーツ関係団体の組織強化

効果的にスポーツ推進を行うために、体育協会等の関係団体との連携を強化していきます。現在 23 の専門部で構成されている体育協会は、それぞれの種目ごとに大会やイベントを実施しているため、それらの活動について支援を行い、町民の健康増進・体力向上、スポーツ活動の普及・充実を図ります。

また、町民の誰もがいつでも身近にスポーツ活動ができる、総合型地域スポーツクラブへの加入や利用の促進に努めます。

●取組内容

取組	取組の概要
体育協会の活動支援	各種スポーツ大会や教室の運営を担う体育協会と連携し、町民の健康増進・体力向上、スポーツ活動の普及・充実を図ります。
スポーツ推進委員の活動支援と育成	地域スポーツ振興の推進役でもあるスポーツ推進委員を確保するとともに、その資質向上のための研修機会充実を図ります。
総合型スポーツクラブの活動支援と育成	総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援を行うとともに、クラブの活動について、町民への周知を図り、普及・啓発に努めます。

(2) スポーツ指導者やボランティアの養成

スポーツ活動を支える指導者の、専門知識の習得のための支援や、スポーツボランティアなどの育成・支援、組織間の連携の促進などにより、多様なスポーツ活動へのニーズに対応し、町民の主体的なスポーツ活動を支える人材の育成や、体制の整備に取り組んでいます。

しかし、スポーツ少年団や学校部活動において、専門知識を有した指導者の確保が難しい状況となっていることや、スポーツを支えるボランティアについても、今後の本町のスポーツの推進を進めていく上で、多くの人材の確保に努める必要があります。

今後、スポーツを支える活動の普及・啓発を図るとともに、「スポーツを支える人材」の計画的な育成・支援に取り組めます。

●取組内容

取組	取組の概要
スポーツボランティアの確保・育成	スポーツ大会、イベント等の運営や補助に携わるスポーツボランティアの確保・育成に努めます。
指導者研修会への参加促進	各種競技団体の競技力向上や指導者の養成・資質向上を図るため、研修会への参加を促します。
スポーツ少年団指導者の人材育成	スポーツ少年団への加入促進を図るため、指導者を対象とした研修会を実施し、指導者の育成を図ります。

(3)スポーツツーリズムの推進

那須高原は、東京から約 180 kmの距離、東京と仙台のほぼ中間に位置する観光と農林業の町です。北西部には雄大な那須連山の主峰・茶臼岳（1,915m）がそびえ、山麓地帯には舒明 2 年（西暦 630 年）開湯の歴史ある那須温泉郷、多くの宿泊施設や別荘地、殺生石などの史跡やテーマパーク、さらには皇室の方が静養する御用邸があることから「ロイヤルリゾート那須」として知られています。また、裾野には広大な酪農地帯、南東部には八溝の山並みに抱かれた里山の農村風景が、松尾芭蕉や義経伝説に代表される様々な史跡と共に広がっています。

本町では関係団体等と連携し、このような恵まれた立地条件や観光資源とスポーツが持つ「人を動かす力」を結び付け、参加交流型イベントの継続実施、各種大会などの誘致・開催のほか、アウトドアスポーツ等の活用、スポーツ合宿の誘致等スポーツツーリズムを推進します。また、これらを効率的に押し進めるため、交流人口の拡大と地域経済の波及効果を狙い、さらには地域住民のスポーツ活動の活性化を図るため、スポーツコミッションの設立を推進していきます。

●取組内容

取組	取組の概要
スポーツ合宿の誘致	那須町内のスポーツ施設、宿泊施設を活用し、町外からのスポーツ合宿・キャンプ等の積極的な誘致に努めます。
スポーツと観光の連携	安心してスポーツや観光を楽しめるよう、観光団体等と連携し、スポーツと観光の結びつきを強化します。
スポーツツーリズムに関する情報の提供	スポーツ大会・イベントや、観光・宿泊施設等の情報を町内外に広く周知するため、多様な情報媒体を活用した情報提供に努めます。
スポーツコミッションの設立	上記 3 つの取り組みを進めるため、那須町のスポーツ関係団体を中心としたスポーツコミッションの設立を推進します。

資料編

1. 那須町スポーツ推進計画検討委員会設置要綱
2. 那須町スポーツ推進計画検討委員会 名簿
3. スポーツ基本法

1. 那須町スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 那須町におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための那須町スポーツ推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するにあたり、必要な事項の調査及び検討を行うため、那須町スポーツ推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 推進計画の策定に係る調査研究に関すること。
- (2) その他推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから那須町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命をする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命をされた日から推進計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、第2条の規定による所掌事項を行ったときは、必要に応じ教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員委員会が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

2. 那須町スポーツ推進計画検討委員会 名簿

No.	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	中村 好男	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授	
2	副委員長	薄井 勝	那須町体育協会 会長	
3	委員	仙波 隆夫	那須町スポーツ推進委員会 会長	
4	委員	薄井 健文	那須町観光協会 理事	
5	委員	秋元 広	那須町商工会 副会長	
6	委員	池田 一	那須町公民館連絡協議会 会長	
7	委員	高根沢武一	那須高原オールスポーツアソシエーション 会長	地域スポーツコミッション登録
8	委員	山口 貴志	那須町社会福祉協議会 事務局次長	
9	委員	鈴木 元子	保健福祉課 課長補佐	健康・高齢・障がい者スポーツ
10	委員	山田 則子	こども未来課 課長補佐	子育て支援
11	委員	芳賀 知幸	農林振興課 係長	ニューツーリズム
12	委員	植田 忍	建設課 係長	都市計画
13	委員	島村 育男	ふるさと定住課 課長補佐	定住対策
14	委員	高久 祐一	観光商工課 課長補佐	観光振興・ニューツーリズム
15	委員	高久美菜子	学校教育課 課長補佐	学校体育・部活動

3. スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会

という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲

げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

那須町スポーツ推進計画

発行年月 令和2年3月

発行者 那須町 教育委員会 生涯学習課

〒329-3215

栃木県那須郡那須町大字寺子乙2516番地36

TEL : 0287-72-5959

FAX : 0287-72-6544